



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則
 沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（道路管理課） 1

告 示
 救急病院の告示（医療政策課） 2
 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課） 2
 公共測量の実施の通知（農地農村整備課） 2
 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課） 2
 公共測量の実施の通知（道路管理課） 3
 土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出（都市計画・モノレール課） 3
 建築基準法に基づく道路の位置の指定・4件（中部土木事務所） 3
 建築基準法に基づく道路の位置の指定（宮古土木事務所） 5
 建築基準法に基づく道路の位置の指定（八重山土木事務所） 5

公 告
 人事行政の運営等の状況の公表（人事課） 5
 家畜改良増殖法に基づく家畜人工授精に関する講習会の開催（畜産課） 5
 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 6
 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 8
 開発行為に関する工事の完了・4件（南部土木事務所） 8

監査委員事項
 包括外部監査人からの監査の結果に基づき講じた措置の通知に係る事項の公表 9

労働委員会事項
 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定 10

海区漁業調整委員会事項
 漁業法に基づく指示事項 10

内水面漁場管理委員会事項
 漁業法に基づく指示事項 15

規 則

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第37号

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則（平成4年沖縄県規則第17号）の一部を次のように改正する。
附則第2項中「令和4年9月30日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第355号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。
 令和4年9月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
中頭病院	沖縄市字登川610番地	社会医療法人敬愛会	令和4年10月1日	令和7年9月30日

沖縄県告示第356号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、押川地区県営土地改良事業（農用地保全）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年9月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間 令和4年10月3日から同月31日まで
- 縦覧に供する場所 大宜味村役場
- その他 この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第357号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北大東村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和4年9月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 公共測量を実施する地域 北大東村字中野及び字南地内（東地区）
- 公共測量を実施する期間 令和4年7月29日から令和5年1月31日まで
- 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第358号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があつた旨の届出が次のとおりあり、同法第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認める。

令和4年9月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
伊是名第1加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	伊是名村字伊是名3504番地71 山内靖昭 伊是名村字伊是名3504番地106 東江吉信
伊是名第2加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	伊是名村字内花3051番地61 末吉光男 伊是名村字内花3051番地81 仲村徳弘
伊是名第3加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	伊是名村字勢理客2613番地 名嘉玉夫 伊是名村字勢理客2760番地 名嘉治市

伊是名第4加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	伊是名村字諸見120番地 喜納伸 伊是名村字仲田492番地1 前川国清
本部加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	本部町字健堅1015番地 国吉照清 本部町字備瀬546番地 天久晴樹
伊江加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	伊江村字川平297番地 下門善一 伊江村字川平339番地5 宮里一輝
恩納第1加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	恩納村字瀬良垣2136番地 銘苺宗和 恩納村字瀬良垣2136番地 銘苺宗政
恩納第2加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	恩納村字谷茶135番地 林一也 恩納村字恩納2937番地 伊波潤
恩納第3加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	恩納村字富着152番地 喜納信正 恩納村字前兼久992番地 金城徳光
恩納第4加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	恩納村字仲泊245番地 山内弘 恩納村字山田234番地1 富着圭
恩納第5加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	恩納村字真栄田48番地 安富祖敏郎 恩納村字真栄田1509番地 棚原潤
宜野座第1加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	宜野座村字宜野座562番地2 コンフォーティア Y. S. P202号 小渡實 宜野座村字宜野座139番地3 仲地道夫
宜野座第2加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	宜野座村字松田2629番地14 山川和史 宜野座村字松田2627番地C o o p - U106号 金城晃
久米島加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	久米島町字仲村渠102番地1 仲与志勇 久米島町字阿嘉156番地5 古堅隆
八重山第1加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	石垣市字登野城43番地 満名宏亮 石垣市八島町二丁目4番地2 市営団地202号 砂川政信

沖縄県告示第359号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県八重山土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年9月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 石垣市字登野城地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和4年9月20日から同年12月2日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第360号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、北谷町から中部広域都市計画事業桑江伊平土地区画整理事業の換地処分をした旨の届出があった。

令和4年9月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第361号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

令和4年9月30日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和4年5月24日
- 3 指定に係る道路の位置 読谷村字座喜味東座喜味原183番3並びに字座喜味後原1026番6、1026番8、1026番9及び1026番6地先
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 18.02メートル
 - (2) 幅員 4.50メートル

沖縄県告示第362号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

令和4年9月30日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和4年5月26日
- 3 指定に係る道路の位置 読谷村字大木下大木原329番3、329番6、392番4及び392番11並びに392番7、392番8及び392番9のそれぞれの一部
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 40.34メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

沖縄県告示第363号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

令和4年9月30日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和4年5月19日
- 3 指定に係る道路の位置 読谷村字長浜風長次原1905番2、1907番6、1911番3、1911番4、1912番5及び1914番2
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 91.04メートル
 - (2) 幅員 4.50メートル～6.00メートル

沖縄県告示第364号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

令和4年9月30日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和4年6月8日
- 3 指定に係る道路の位置 北谷町字玉上仲山原2番3、40番2及び41番6
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 40.00メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル

沖縄県告示第365号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

令和4年9月30日

沖縄県宮古土木事務所長 上 原 正 也

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和4年9月1日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字久貝西ムイ原757番18及び757番20
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 5.70メートル
 - (2) 幅員 6.05メートル

沖縄県告示第366号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県八重山土木事務所において閲覧に供する。

令和4年9月30日

沖縄県八重山土木事務所長 安 里 嗣 也

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和4年7月20日
- 3 指定に係る道路の位置 石垣市字真栄里撫原239番28
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 81.26メートル
 - (2) 幅員 4.20メートル～4.50メートル

公 告

沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年沖縄県条例第4号）第6条の規定により、令和3年度における人事行政の運営等の状況を別冊のとおり公表する。ただし、別冊は、省略し、インターネットの利用により公表する。

令和4年9月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和4年9月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 日時及び場所

- (1) 日時 令和4年11月7日から同年12月2日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 場所 沖縄県立農業大学校（名護市大北一丁目15番9号）及び沖縄県畜産研究センター（今帰仁村字諸志2009番地5）

2 対象となる家畜の種類 山羊

3 受講手続 受講願書は、住所地を管轄する家畜保健衛生所長に令和4年10月7日までに提出すること。

4 その他 詳細については、沖縄県農林水産部畜産課（電話番号098-866-2269）、北部家畜保健衛生所（電話番号0980-52-2939）、中央家畜保健衛生所（電話番号098-945-2297）、宮古家畜保健衛生所（電話番号0980-72-3321）又は八重山家畜保健衛生所（電話番号0980-84-4111）に問い合わせること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和4年9月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 (1) 処分をした年月日 令和4年7月11日

- (2) 商号名 有限会社喜本産業
- (3) 代表者名 喜久山本和
- (4) 所在地 金武町字金武8037番地11
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-30）第9627号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和4年6月14日付けで、建設業法第12条に基づき石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

2 (1) 処分をした年月日 令和4年7月11日

- (2) 商号名 株式会社コモドハウス
- (3) 代表者名 前田康樹
- (4) 所在地 宜野湾市伊佐二丁目12番10号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-3）第12014号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和4年6月15日付けで、建設業法第12条に基づき土工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

3 (1) 処分をした年月日 令和4年7月11日

- (2) 商号名 有限会社りんくプラン
- (3) 代表者名 金城保
- (4) 所在地 浦添市字港川281番地48
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-3）第11093号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和4年6月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

4 (1) 処分をした年月日 令和4年7月11日

- (2) 商号名 株式会社琉健企画
- (3) 代表者名 津嘉山健二
- (4) 所在地 嘉手納町字水釜504番地（7402）
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-3）第14527号

- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和4年6月21日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和4年7月11日
- (2) 商号名 有限会社イラミナ電設
- (3) 代表者名 仲座一正
- (4) 所在地 読谷村字伊良皆631番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3)第5929号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和4年6月24日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和4年7月11日
- (2) 商号名 街クリーン建設株式会社
- (3) 代表者名 赤嶺太介
- (4) 所在地 那覇市字識名290番地21
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第9333号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和4年6月24日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和4年7月11日
- (2) 商号名 株式会社嵩原土建
- (3) 代表者名 嵩原靖史
- (4) 所在地 那覇市字国場1186番地4
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3)第12531号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和4年6月24日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和4年7月11日
- (2) 商号名 株式会社東海土建
- (3) 代表者名 大宜見薫
- (4) 所在地 東村字宮城303番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第13269号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和4年6月27日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和4年7月11日
- (2) 商号名 K I N 電工株式会社
- (3) 代表者名 金城光一郎
- (4) 所在地 国頭村字辺土名315番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第13738号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和4年6月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年9月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年11月11日 沖縄県指令土第743号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 与那原町字与那原前原2753番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字我謝707番地の3（コーポラスエリスリナ301号） 東川平汐里
- 5 検査済証番号 令和4年9月14日 第4827号
- 6 工事完了年月日 令和4年8月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年9月30日

沖縄県南部土木事務所長 金 城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年8月31日 沖縄県指令南土第448号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根西原48番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字阿波根46番地 加島薫
- 5 検査済証番号 令和4年8月3日 N第1331号
- 6 工事完了年月日 令和4年7月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年9月30日

沖縄県南部土木事務所長 金 城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年4月13日 沖縄県指令南土第132号、令和3年7月5日 沖縄県指令南土第313号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波川の尾原1097番1ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字兼城831番地の5 F R I E D E S K Y 102号室 赤嶺清子、糸満市字兼城831番地の5 F R I E D E S K Y 102号室 赤嶺佑起
- 5 検査済証番号 令和4年8月3日 N第1332号
- 6 工事完了年月日 令和4年7月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年9月30日

沖縄県南部土木事務所長 金 城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年9月27日 沖縄県指令南土第495号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波饒波原79番8及び79番のそれぞれの一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字豊見城1133番地15 S K T とよみ302号室 平良元希
- 5 検査済証番号 令和4年8月9日 N第1333号
- 6 工事完了年月日 令和4年7月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年9月30日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年2月7日 沖縄県指令南土第90号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字米須米須原29番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市西崎町三丁目195番地の2 波平巧
- 5 検査済証番号 令和4年8月25日 N第1334号
- 6 工事完了年月日 令和4年8月5日

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第5号

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和4年7月12日付け沖議局第312号で県議会議長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年9月30日

沖縄県監査委員 安 慶 名 均
 沖縄県監査委員 新 垣 真 秀
 沖縄県監査委員 上 原 章
 沖縄県監査委員 山 内 未 子

－令和2年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当課
監査指摘	<p>【議会による財務数値に基づく関与のあり方】</p> <p>県議会は、県予算を定め、決算を認定する重要な権限を有する機関である。</p> <p>本会議や委員会における審議・審査では、予算議案への質疑・討論等を通じて具体的な取組み・施策に対する検証や要望を行うことが可能であるが、それが決算書やデータに基づいてなされない場合、予算が目的実現のために効率よく活用されているかどうかの検証は不十分であり、また、要望の合理性についても疑義が生じる。</p> <p>さらに、決算情報に対する関心が低い場合、病院事業局においても決算書を適正に作成するモチベーションが低下し、結果として後述する「第5章 監査の結果及び意見（各論）」で指摘・意見の対象となった不備事項の防止・改善を阻害されるおそれがある。</p>	<p>地方自治法により予算を調製し、執行する権限は知事にあり、知事は各事業を個別に評価する手法として沖縄県PDC Aを実施し、限りある財源の中で優先度に応じ事業を実施しているものと認識しております。</p> <p>また、地方自治法において、予算を定めること、決算を認定することなどが議決事項として定められており、議会は、その権限を有するものであります。</p> <p>決算等の審査に当たっては、各常任委員会において、執行部から提出された各種資料をはじめ必要に応じ所管課に説明を求める等の方法による多角的な視点からの質疑等を行い、十分な審査を経て予算特別委員会及び決算特別委員会として採決し、本会議で予算及び決算に係る議決をしているものであります。</p> <p>審査方法については、それぞれの議員において、これまでの議員活動で得られた経験や知識のほか、様々なデータや情報から導かれた判断があるものと考えら</p>	議会事務局 局政務調査課

れることから、指摘にあるような手法による議論がなされていないことをもって検証が不十分ということにはならないと考えております。

労働委員会事項

沖縄県労働委員会告示第4号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、令和2年沖縄県労働委員会告示第4号は、廃止する。

令和4年9月30日

沖縄県労働委員会

会長 藤 田 広 美

- 1 地方公営企業等の名称 沖縄県病院事業
- 2 組合の名称又は表示 前項に掲げる事業に従事する職員が結成し、又は加入する労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤務箇所		労働組合法第2条第1号に規定する者
沖縄県病院事業局	本庁機関	病院事業統括監
	病院事業総務課	課長 室長 副参事 班長 主幹 人事、給与、服務及び労使関係担当の主査
	病院事業経営課	課長 班長（施設整備・ICT推進班の班長を除く。） 主幹（施設整備・ICT推進班の主幹を除く。）
	病院事業企画課	課長 医療企画監 看護企画監 班長 主幹 組織定数及び人材確保担当の主査及び主任技師
出先機関	北部病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
	中部病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 設備・調達課長 看護部長 副看護部長
	南部医療センター・こども医療センター	院長 副院長 母子センター長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 設備・調達課長 看護部長 副看護部長
	宮古病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
	八重山病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
	精和病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 医事・経営課長 看護部長 副看護部長

- 4 認定年月日 令和4年8月18日

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示4第3号

沖縄海区におけるソデイカの採捕及びそれを目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和4年9月30日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 上 原 亀 一

(定義)

第1 この指示における語句の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「ソデイカ」とは、ツツイカ目ソデイカ科のソデイカをいう。
- (2) 「ソデイカはえ縄漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、浮きによって海面からつるし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- (3) 「ソデイカ旗流し漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗等標識をつけた浮きによって海面からつるしたものを1単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

(採捕禁止期間)

第2 沖縄海区において、令和4年10月1日から同年11月30日まで及び令和5年6月1日から同年9月30日までの間、ソデイカを採捕してはならない。

(ソデイカはえ縄漁業の禁止)

第3 沖縄海区内におけるソデイカはえ縄漁業の操業を禁止する。

(ソデイカ旗流し漁業の制限)

第4 ソデイカ旗流し漁業の操業区域及び使用する漁具を次のように制限する。

- (1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。
- (2) 最大高潮時海岸線から50海里を超える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。

(試験研究等の適用除外)

第5 この指示のうち第2又は第3の規定は、次のいずれかに該当する者であって、沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものが行うソデイカの採捕等については、適用しない。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) その他特に必要があると認められる者

(適用除外の承認申請)

第6 第5に規定する適用除外の承認を受けようとする者は、ソデイカ採捕承認申請書（第1号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(承認内容の変更)

第7 第5の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）が、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめソデイカ採捕承認内容変更申請書（第2号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(承認証の交付)

第8 委員会は、第6若しくは第7の申請に対する承認をするとき、又は第9の申請に対する再交付をするときは、ソデイカ採捕承認証（第3号様式。以下「承認証」という。）を交付する。

(承認証の再交付)

第9 承認を受けた者が承認証を亡失し、又は毀損したときは、遅滞なくソデイカ採捕承認証再交付申請書（第4号様式）を委員会に提出しなければならない。

(制限又は条件の変更、承認の取消し又は採捕等の停止)

第10 委員会は、ソデイカ資源の保護培養及び漁業秩序の維持のため必要があると認めるとき、又は承認を受けた者がこの指示を遵守しないときは、承認証の制限又は条件を変更し、承認を取り消し、又は採捕等を停止させることができる。

(承認証の漁船への備付け)

第11 承認を受けた者がソデイカの採捕を行う場合は、承認証を当該承認に係る漁船内に備え付けなければならない。

(承認旗章の掲揚)

第12 承認を受けた者は、ソデイカの採捕を行う場合は、承認旗章（第5号様式）を船舷1メートル以上の高さに掲げなければならない。

(操業実績の報告)

第13 承認を受けた者は、承認期間の終了日又は採捕を廃止した日から1月以内に、ソデイカ採捕報告書（第6号様式）を委員会に提出しなければならない。

(廃止届の提出)

第14 承認を受けた者がソデイカの採捕等を廃止したときは、ソデイカ採捕廃止届（第7号様式）に承認証を添付して、委員会に提出しなければならない。

(指示の有効期間)

第15 この指示の有効期間は、令和4年10月1日から令和5年9月30日までとする。

第1号様式（第6関係）

ソデイカ採捕承認申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名

沖縄海区漁業調整委員会指示4第3号に基づき、下記のとおりソデイカの採捕の承認を受けたいので申請します。

記

1 操業区域

2 漁具（疑餌針数）

3 操業期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 使用する漁船

(1) 船名

(2) 漁船登録番号 ON -

(3) 総トン数

第2号様式（第7関係）

ソデイカ採捕承認内容変更申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名

下記によりソデイカの採捕の承認内容の変更について承認を受けたいので申請します。

記

1 承認番号 沖調S 第 号

2 船名

3 変更しようとする事項

項 目	現在の承認内容	変更しようとする内容

4 変更しようとする時期 年 月 日

5 変更しようとする理由

注 住所変更の際は、住民票抄本を添付すること。

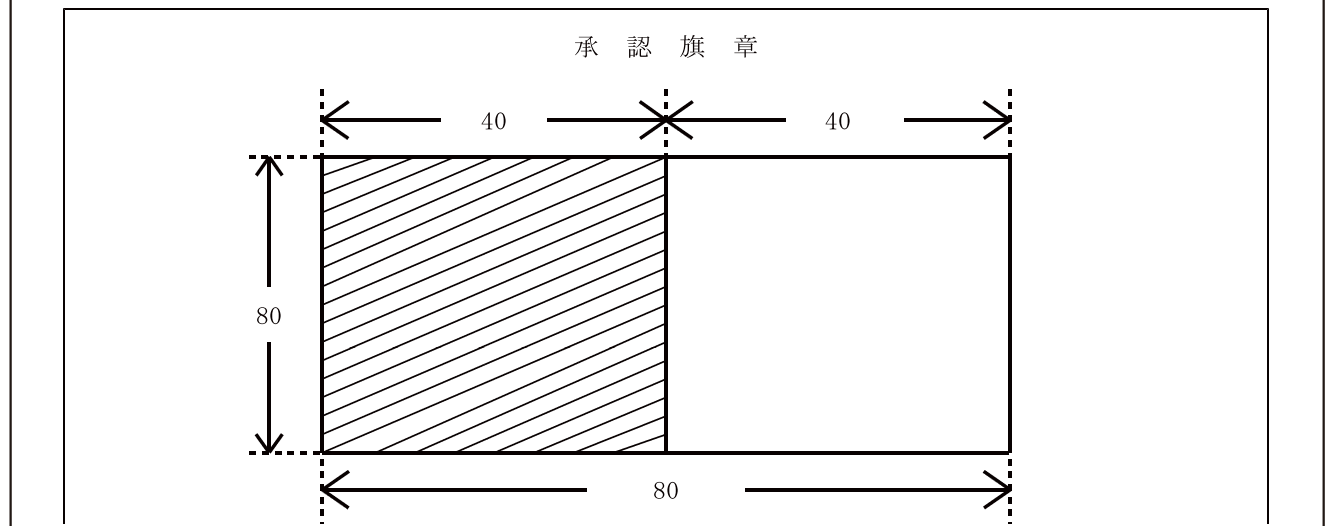
第3号様式（第8関係）

ソデイカ採捕承認証	承認番号 沖調S 第 号 住所 氏名
1 操業区域 2 操業方法 3 操業期間 年 月 日から 年 月 日まで 4 漁船 (1) 船名 (2) 漁船登録番号 (3) 総トン数 5 承認の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 6 制限又は条件	
年 月 日 沖縄海区漁業調整委員会 会 長 印	

第4号様式（第9関係）

ソデイカ採捕承認証再交付申請書		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
住所 氏名		
ソデイカ採捕承認証を亡失（毀損）したので、再交付を申請します。 なお、再交付があった日後、亡失した承認証が見つかった場合には、速やかに返納することを誓約します。		
記		
1 承認番号	沖調S 第 号	
2 船名		
3 亡失（毀損）の理由		

第5号様式（第12関係）



注1 斜線の部分は黒であり、その他の部分は白である。

2 数字はセンチメートルを示す。

第6号様式 (第13関係)

ソデイカ採捕報告書		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		住所 氏名
年 月から 年 月までにおけるソデイカの採捕の実績について、下記のとおり報告します。		
記		
1 承認番号	沖調S 第 号	
2 漁船登録番号及び船名		
3 乗組員数	名	
4 操業状況		

水揚月	漁獲数量 (kg)	備 考
12月		
1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		禁漁期
7月		禁漁期
8月		禁漁期
9月		禁漁期
10月		禁漁期
11月		禁漁期

注 第6号様式の別紙を添付すること

第6号様式の別紙

船名：

操業月日	漁場位置 (投縄位置) (北緯、東経)	擬餌針数 (本)	漁獲数量 (尾数)	漁獲数量 (kg)
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			

月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			

注 「漁場位置」、「擬餌針数」及び「漁獲数量（尾数及びkg）」については、漁獲がなかった場合にも記入すること。

第7号様式（第14関係）

ソデイカ採捕廃止届		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		住所
		氏名
下記によりソデイカの採捕を廃止したので届け出ます。		
記		
1 承認番号	沖調S 第 号	
2 船名		
3 廃止の理由		

内水面漁場管理委員会事項

沖縄県内水面漁場管理委員会指示4第1号

沖縄県の内水面におけるリュウキュウアユの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和4年9月30日

沖縄県内水面漁場管理委員会
会長 立 原 一 憲

（定義）

第1 リュウキュウアユとは、サケ目キュウリウオ亜目アユ科リュウキュウアユをいう。

（採捕水域の制限）

第2 名護市、今帰仁村、大宜味村、国頭村及び東村における内水面（名護湾に流入する河川を除く。）及び海面につながる河口付近（河口中央から半径3キロメートル以内の波打ち際の水域をいう。以下「河口」という。）において、リュウキュウアユを採捕してはならない。ただし、次の各号のいずれかにより行う採捕については、この限りでない。

(1) 沖縄県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が承認した場合

(2) 第3の第1号に掲げる者が、次のいずれかにより行う採捕

ア 6月から10月までの期間において河口で行う採捕

イ たも網、さで網、カニカゴ、もんどり、セルビン及びどう並びに4月から10月までの期間においてサーバーネットを用いて行う採捕

（承認の対象者）

第3 承認の対象者は、次に掲げる者に限る。

(1) 試験及び研究の用に供しようとする者

(2) 増殖又は養殖のための種苗生産に供しようとする者

(3) 保護のために採捕しようとする者

(4) 特に必要と認められる者

（承認申請）

第4 第2の第1号の規定による承認を受けようとする者は、リュウキュウアユ採捕承認申請書（第1号様式）を委員会に提出しなければならない。

（承認証の交付）

第5 委員会は、第2の第1号若しくは第8のただし書の規定により承認をしたとき、又は第9の規定により申請があったときは、リュウキュウアユ採捕承認証（第2号様式。以下「承認証」という。）を交付する。

（承認証の携帯）

第6 第5の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）は、リュウキュウアユを採捕しようとする場合は、承認証を携帯しなければならない。

（制限又は条件）

第7 委員会は、リュウキュウアユ資源の保護培養のため必要があると認めるときは、採捕の承認をするに当たり、当該承認に制限又は条件を付すことができる。

2 承認を受けた者は、採捕したリュウキュウアユを承認を受けた目的以外の用途に供してはならない。

（承認内容の変更）

第8 承認を受けた者が、リュウキュウアユ採捕承認申請書（第1号様式）の記載事項を変更するときは、リュウキュウアユ採捕承認変更申請書（第3号様式）を委員会に提出しなければならない。ただし、採捕する尾数、採捕期間、採捕する場所又は使用する漁具若しくは漁法のいずれかを変更する場合は、委員会の承認を受けなければならない。

（承認証の再交付申請）

第9 承認を受けた者が、承認証を亡失し、又は毀損したときは、速やかにリュウキュウアユ採捕承認証再交付申請書（第4号様式）を委員会に提出しなければならない。

（報告書の提出）

第10 承認を受けた者は、当該承認に係る採捕期間が終了した月の翌月末日までに、リュウキュウアユ採捕実績報告書（第5号様式）を委員会に提出しなければならない。

（所持及び販売の禁止）

第11 何人も承認を受けないで採捕されたリュウキュウアユ（その受精卵からふ化した稚仔魚及びリュウキュウアユの加工品を含む。）の所持及び販売をしてはならない。

（承認の変更、取消し又は採捕停止等）

第12 委員会は、リュウキュウアユ資源の保護培養のため必要があると認めるとき、又は承認を受けた者がこの指示に違反したときは、承認の内容を変更し、承認を取り消し、又はリュウキュウアユの採捕を停止させることができる。

（承認の追認）

第13 沖縄県内水面漁場管理委員会指示31第1号の指示により承認を受けた者は、承認証に記載された期日までその承認が有効であるものとみなす。

（電子情報処理組織による手続等）

第14 委員会は、この指示の規定により行わせ、又は行うこととしている手続等については、電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をするもの又は処分通知等を受けるものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせ、又は行うことができる。この場合において、行われた手続等については、この指示の規定に規定する書面等により行われたものとみなす。

（指示の有効期間）

第15 この指示の有効期間は、令和4年10月1日から令和7年9月30日までとする。

第1号様式（第4関係）

リュウキュウアユ採捕承認申請書

年 月 日

沖縄県内水面漁場管理委員会会長 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

沖縄県内水面漁場管理委員会指示4第1号に基づき、下記によりリュウキュウアユの採捕承認を受けたいので申請します。

記

1 採捕の目的

2	採捕する尾数						
3	採捕期間	年	月	日から	年	月	日まで
4	採捕する場所						
5	使用する漁具及び漁法						
6	採捕に従事する者の住所及び氏名						

注 試験研究、増殖又は養殖等の概要説明書（様式は任意）を添付すること。

第2号様式（第5関係）

承認番号 沖内水委第 号	
リュウキュウアユ採捕承認証	
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）	
1	採捕の目的
2	採捕する尾数
3	採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
4	採捕する場所
5	使用する漁具及び漁法
6	採捕に従事する者の住所及び氏名
7	制限又は条件
年 月 日	
沖縄県内水面漁場管理委員会 会 長 印	

第3号様式（第8関係）

リュウキュウアユ採捕承認変更申請書							
年 月 日							
沖縄県内水面漁場管理委員会会長 殿							
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）							
沖縄県内水面漁場管理委員会指示4第1号に基づくリュウキュウアユの採捕の承認について、承認の内容を変更したいので下記のとおり申請します。							
記							
1	承認番号						
2	変更しようとする事項						
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 35%;">変更前</th> <th style="width: 35%;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		項 目	変更前	変更後			
項 目	変更前	変更後					
3	変更しようとする理由						

注 変更内容の概要説明書（様式は任意）を添付すること。

第4号様式（第9関係）

リュウキュウアユ採捕承認証再交付申請書	
年 月 日	
沖縄県内水面漁場管理委員会会長 殿	

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

下記のとおり、リュウキュウアユ採捕承認証を（亡失・毀損）したので、承認証の再交付を申請します。

なお、後日、亡失した承認証が見つかった場合には、速やかに返納することを誓約します。

記

1 承認番号
2 亡失又は毀損した年月日 年 月 日
3 亡失又は毀損した理由

第5号様式（第10関係）

リュウキュウアユ採捕実績報告書

年 月 日

沖縄県内水面漁場管理委員会会長 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

沖縄県内水面漁場管理委員会指示4第1号に基づき承認されたリュウキュウアユの採捕について、下記のとおり、実績を報告します。

記

1 承認番号
2 採捕した場所
3 採捕した尾数
4 採捕に用いた漁具及び漁法
5 その他（所見）

注 試験研究目的の採捕の場合は、試験研究成果の概要報告書（様式は任意）を添付すること。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地
---	--



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

人事行政の運営等の状況

令和3年度沖縄県人事行政の運営等の状況

第1 趣旨

任命権者が報告した令和3年度における職員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況並びに人事委員会が報告した令和3年度における業務の状況について、沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により公表するものである。

第2 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

職員の任用に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第3号）に基づき、任命権者が採用した職員数の状況である。

職員の採用の状況（令和3年度）

（単位：人）

区分	試験の種類			選考	合計
	上級試験	中級試験	初級試験		
一般行政職	170	17	62	37	286
事務職	59	17	5	5	86
技術職	111	0	57	32	200
警察職	50	0	53	2	105
教育職	0	0	0	401	401
企業職	24	0	1	239	264
現業職	0	0	0	0	0

備考 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである（以下(2)及び(3)において同じ。）。

- 1 一般行政職 2から5までに掲げる職員以外の職員
- 2 警察職 公安職給料表が適用される職員
- 3 教育職 教育職給料表が適用される職員
- 4 企業職 沖縄県企業職員
- 5 現業職 現業職給料表が適用される職員

(2) 再任用職員の採用の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき、任命権者が再任用した職員数の状況である。ただし、再任用職員の再任用期間を更新した場合にも、採用として数に計上している。

再任用職員の採用の状況（令和3年度）

（単位：人）

区分	常時勤務	短時間勤務	合計
一般行政職	94	111	205
事務職	46	50	96
技術職	48	61	109
警察職	0	43	43
教育職	175	92	267
企業職	3	86	89
現業職	27	0	27

(3) 退職の状況

職員の退職等の状況である。

退職の状況（令和3年度）

（単位：人）

区分	定年退職	早期退職	その他						合計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了	
一般行政職	83	20	70	0	0	0	4	103	280
警察職	43	5	24	0	0	0	1	10	83
教育職	272	58	89	0	2	0	9	64	494
企業職	52	0	146	0	0	0	2	77	277
現業職	16	0	1	0	0	0	0	7	24

備考 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- 1 定年退職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職及び同法第28条の3第1項の規定による勤務延長後の退職
- 2 早期退職 早期退職募集制度による退職
- 3 普通退職 自己都合による退職
- 4 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- 5 懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- 6 失職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
- 7 任期満了 定められた任期が満了したことによる退職

(4) 職員数の状況

各年4月1日現在の一般職に属する職員の部門別の状況である。

職員数の状況

（各年4月1日現在 単位：人）

区分	職員数			対前年増減数			令和3年度分の主な増減理由	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
一般行政部門	議会	42	42	41	0	0	△1	欠員不補充
	総務企画	754	776	794	10	22	18	国民文化祭業務増
	税務	171	171	164	3	0	△7	事務の統廃合縮小
	民生	418	431	423	11	13	△8	その他
	衛生	574	560	603	14	△14	43	新型コロナウイルス関連
	労働	92	89	90	△15	△3	1	その他
	農林水産	885	874	868	△11	△11	△6	欠員不補充
	商工	265	265	260	3	0	△5	事務の統廃合縮小
土木	721	731	738	△4	10	7	首里城復興関係業務増	
小計	3,922 (114)	3,939 (89)	3,981 (83)	11 (△14)	17 (△25)	42 (△6)	(参考：人口10万人当たりの職員数265人)	
特別門行政	教育	14,366	14,399	16,527	114	33	2,128	学級増に伴う定数増
	警察	3,077	3,219	3,208	7	142	△11	欠員不補充
小計	17,443 (142)	17,618 (168)	19,735 (157)	121 (24)	175 (26)	2,117 (△11)		
普通会計計	21,365 (256)	21,557 (257)	23,716 (240)	132 (10)	192 (1)	2,159 (△17)	(参考：人口10万人当たりの職員数1,597人)	
公会営計	病院	2,895	2,887	2,922	34	62	35	交代制勤務導入
	水道	223	225	228	1	2	3	欠員補充

企業等	下水道 その他	69 29	70 30	73 28	△ 1 0	1 1	3 △2	その他 事務の統廃合縮小
	小計	3,146 (93)	3,212 (87)	3,251 (92)	34 (11)	66 (△6)	39 (5)	
合計		24,511 (349)	24,769 (344)	26,967 (332)	166 (21)	258 (△5)	2,198 (△12)	(参考：人口10万人当たりの職員数1,815人)
		27,773	28,095	28,285	20	322	190	

備考 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含む。

2 再任用短時間勤務職員は括弧書きとし、職員数の外書きとしている。

3 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 一般行政部門 (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員
- (2) 特別行政部門 教育委員会の職員及び警察職員
- (3) 公営企業等会計部門 公営企業会計及び特別会計等に係る職員
- (4) 合計欄の最下段の数値は、条例定数の数値である。

年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）

区分	21歳 未満	21歳 ～ 25歳	26歳 ～ 30歳	31歳 ～ 35歳	36歳 ～ 40歳	41歳 ～ 45歳	46歳 ～ 50歳	51歳 ～ 55歳	56歳 ～ 60歳	61歳 以上	計
職員数	人 88	人 1,403	人 2,904	人 3,434	人 3,796	人 4,300	人 4,689	人 3,496	人 2,522	人 335	人 26,967

職員数の推移

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	過去5年間の 増減数（率）
職員数	人 23,794	人 24,137	人 24,345	人 24,511	人 24,769	人 26,967	人 3,173（13.3%）

備考 1 各年度における定員管理調査において総務省へ報告した部門別職員数

2 組織再編等のあった部門にあつては、組織再編等の前の年については組織再編前の部門における合計職員数

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法第23条の2の規定に基づき、任命権者が行う人事評価の状況である。

人事評価の状況（令和3年度）

	評価の方法	評価者	評価結果の活用
知事 部局 等	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 一般職に属する職員	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定、定期人事異動並びに分限処分
	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 条件付採用期間中の職員	所属長等	条件付採用期間中の職員の正式な採用の判断
警察 本部	【定期評定】 沖縄県警察職員の人事評価に関する訓令（平成29年沖縄県警察本部訓令第4号）第7条の規定に基づく定期評定	所属長等	昇任試験での加点措置等

	<p>【方法】 所属長等による人事評価の実施及び報告</p>		
	<p>【条件付採用職員の正式任用】 沖縄県警察職員の人事評価に関する訓令第13条の規定に基づく特別評定</p> <p>【方法】 所属長等による人事評価の実施及び報告</p>	所属長等	条件付採用職員の正式採用
	<p>【昇格】 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年人事委員会規則第10号）第19条の規定に準じた人事評価</p> <p>【昇給】 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第33条の規定に準じた人事評価</p> <p>【方法】 所属長等による人事評価の報告</p>	所属長等	昇格及び昇給の実施
	<p>【勤勉手当】 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年人事委員会規則第18号）第10条の規定に基づく人事評価</p> <p>【方法】 所属長等による人事評価の報告</p>	所属長等	勤勉手当の成績率の決定
教育庁	<p>【事務局】 能力評価及び業績評価（一般職に属する職員） 所属長等による勤務成績の評価及び面談（条件付採用期間中の職員）</p>	所属長等	<ul style="list-style-type: none"> ・昇給及び勤勉手当の成績率の決定、定期人事異動並びに分限処分 ・条件付採用期間中の職員の正式な採用の判断
	<p>【県立学校及び小中学校】 役割達成評価（業績評価）及び資質能力評価（能力評価） 評価方法：5段階の絶対評価（一部3段階） 自己申告と評価者面談（年3回実施） 当初：目標設定 中間：進捗及び発揮状況 最終：達成及び発揮状況 評価結果は全員に開示し、教職員の資質能力の向上を図る。 苦情には「苦情相談」と「苦情処理」で対応</p>	所属長等	昇給及び勤勉手当の成績率の決定、任用並びに分限処分
議会事務局	<p>【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価</p> <p>【対象職員】 全職員</p>	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定
監査委員事務局	<p>【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価</p> <p>【対象職員】 一般職に属する職員</p>	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定
人事委員会	<p>【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価</p> <p>【対象職員】 一般職に属する職員</p>	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定

企業局	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 臨時的任用職員等を除く一般職員	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定並びに昇任
病院事業局	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 本局を本務として在籍する一般職員	所属長等	昇任及び定期人事異動等

3 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算見込み）

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B÷A	(参考)令和2年度の 人件費率
令和3年度	人 1,485,670	千円 1,035,150,133	千円 4,280,402	千円 205,907,172	% 19.9	% 23.5

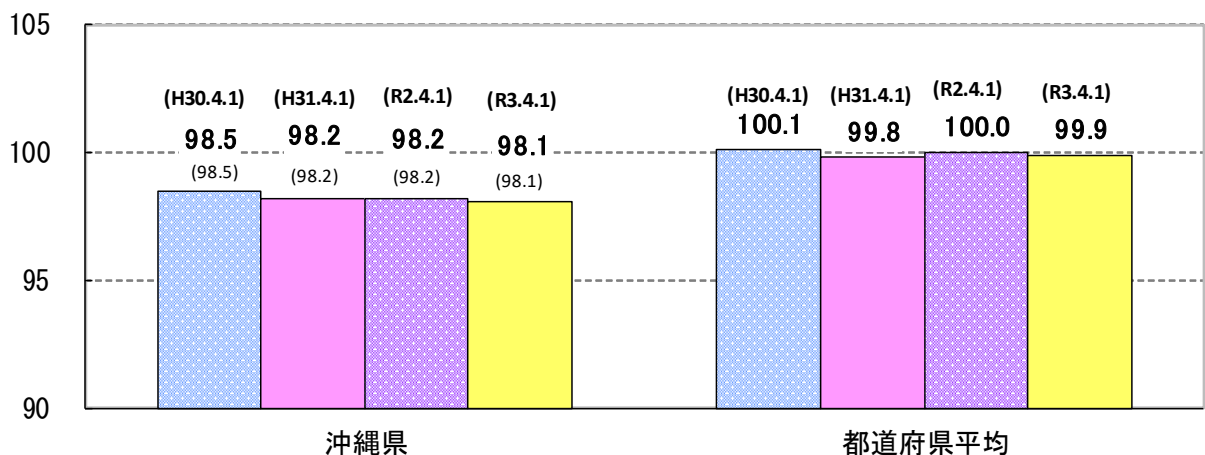
イ 職員給与費の状況（普通会計決算見込み）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人あたりの給与費 B/A	(参考)都道府県平均1人あたりの給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和3年度	人 23,716	千円 98,466,113	千円 18,633,382	千円 38,517,808	千円 155,617,303	千円 6,562	千円 7,041

- 備考 1 表中「職員手当」には、退職手当を含まない。
2 表中「職員数」は、令和3年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

ウ ラスパイレス指数の状況

(ア) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- 備考 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給与月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。
2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

- (イ) ラスパイレス指数の上昇理由等
 該当なし
- エ 給与改定の状況
- (ア) 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和3年度	円 348,831	円 348,858	円 △27	% △0.01	% 0	% 0

備考 表中「民間給与」及び「公務員給与」とは、人事委員会の勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

- (イ) 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支給 月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和3年度	月 4.29	月 4.45	月 △0.16	月 △0.15	月 4.45	月 4.45

(注) 表中「民間の支給割合」とは民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」とは期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

備考 人事委員会の勧告にあった令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うこととした。

- オ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、棒給表の水準の平均2パーセントの引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

- (ア) 給料表の見直し

〔**実施** 未実施〕

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2パーセント引下げ。

初任給等は引き下げなし。50歳台後半層が多い号給は最大4パーセント程度引下げ。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて、医療職給料表(1)以外の給料表において見直しを実施。

新給料表への円滑な移行のための激変緩和として、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置を実施。

- (イ) 地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準と同率で設定。

(実施時期) 平成27年4月1日から実施。国と同様に段階的に支給率を引き上げ。なお、本県内において支給対象地域はなし。

- (ウ) その他の見直し内容

(内容) 管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について国と同様に見直しを実施。

(実施時期) 平成27年4月1日

- カ 特記事項

なし

- (2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

- ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和3年4月1日現在)

(7) 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
沖縄県	41.0 歳	311,939 円	371,579 円	343,610 円
国	43.0 歳	325,827 円	—	407,153 円
都道府県平均	42.8 歳	322,084 円	414,254 円	364,117 円

(イ) 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 A	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の類 似職種	平均年齢	平均給与 月額 B	A/B
沖縄県	54.1歳	277人	306,933円	348,856円	331,425円	—	—	—	—
うち運転士	56.4歳	47人	335,291円	380,606円	364,895円	乗用自動車 運転者	44.5歳	196,600円	1.94
うち用務員	54.2歳	96人	275,881円	298,464円	292,187円	運搬・清掃・包装 等従事者	50.3歳	235,200円	1.27
うち農業技術補佐員 ・農林水産技能員	55.2歳	56人	337,220円	404,435円	372,231円	—	—	—	—
うち介助員	49.0歳	40人	265,088円	293,085円	286,672円	—	—	—	—
うち電話交換士	54.9歳	6人	354,283円	372,636円	361,783円	—	—	—	—
うち印刷技士	非公表	1人	非公表	非公表	非公表	—	—	—	—
うち土木整備員	56.0歳	8人	329,463円	364,240円	359,338円	—	—	—	—
うち守衛	非公表	1人	非公表	非公表	非公表	警備員	55.7歳	223,100円	非公表
うち調理員・調理士	55.0歳	22人	355,509円	440,031円	382,873円	飲食物調理 従事者	44.6歳	211,800円	2.08
国	50.9歳	2,201人	286,947円	—	328,603円	—	—	—	—
都道府県平均	53.8歳	176人	315,772円	370,253円	347,007円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C	民間 D	C/D
沖縄県	—	—	—
うち運転士	6,027千円	2,464千円	2.45
うち用務員	4,389千円	3,186千円	1.38
うち農業技術補佐員 ・農林水産技能員	6,346千円	—	—

うち介助員	4,139千円	—	—
うち電話交換士	6,159千円	—	—
うち印刷技士	非公表	—	—
うち土木整備員	5,787千円	—	—
うち守衛	非公表	2,867千円	非公表
うち調理員・調理士	6,984千円	2,799千円	2.50

備考 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成30～令和2年の3ヶ年平均）

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

3 年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(ウ) 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	45.1 歳	383,655 円	434,034 円
都道府県平均	44.9 歳	371,982 円	433,607 円

(エ) 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	42.9 歳	359,742 円	403,935 円
都道府県平均	42.3 歳	355,651 円	410,573 円

(オ) 警 察 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
沖縄県	38.6 歳	323,735 円	441,411 円	358,035 円
国	41.4 歳	320,029 円	—	378,869 円
都道府県平均	38.6 歳	324,804 円	461,882 円	373,466 円

備考 1 表中「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 表中「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員の平均給与月額に時間外勤務手当等が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

イ 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		沖縄県	国
一 般 行 政 職	大学卒	182,200 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	150,600 円

技能労務職	高校卒	147,900 円	—
	中学卒	139,900 円	—
高等学校教育職	大学卒	204,000 円	—
	高校卒	177,400 円	—
小・中学校教育職	大学卒	204,000 円	—
	高校卒	180,000 円	—
警察職	大学卒	208,600 円	211,400 円
	高校卒	173,400 円	173,400 円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和3年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	251,355 円	359,631 円	381,294 円	404,260 円
	高校卒	229,370 円	304,667 円	340,428 円	377,819 円
技能労務職	高校卒	—	—	338,600 円	356,325 円
	中学卒	—	—	337,100 円	356,025 円
高等学校教育職	大学卒	300,462 円	390,979 円	421,053 円	436,666 円
	高校卒	—	—	—	—
小・中学校教育職	大学卒	302,511 円	385,391 円	410,081 円	423,673 円
	高校卒	—	—	—	—
警察職	大学卒	286,071 円	373,141 円	401,927 円	413,613 円
	高校卒	259,566 円	328,938 円	381,366 円	397,811 円

備考 表中「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。なお、卒業後直ちに県に採用され、引き続き勤務している職員の経験年数は、採用後の在職年数をいう。

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

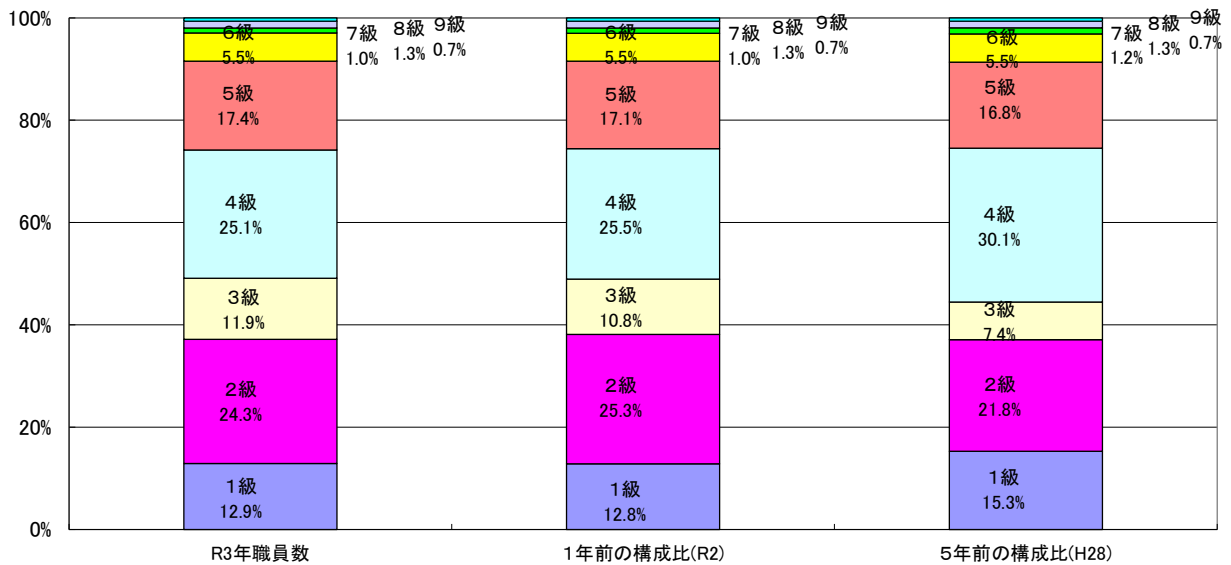
ア 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

(7) 級別職員の数等

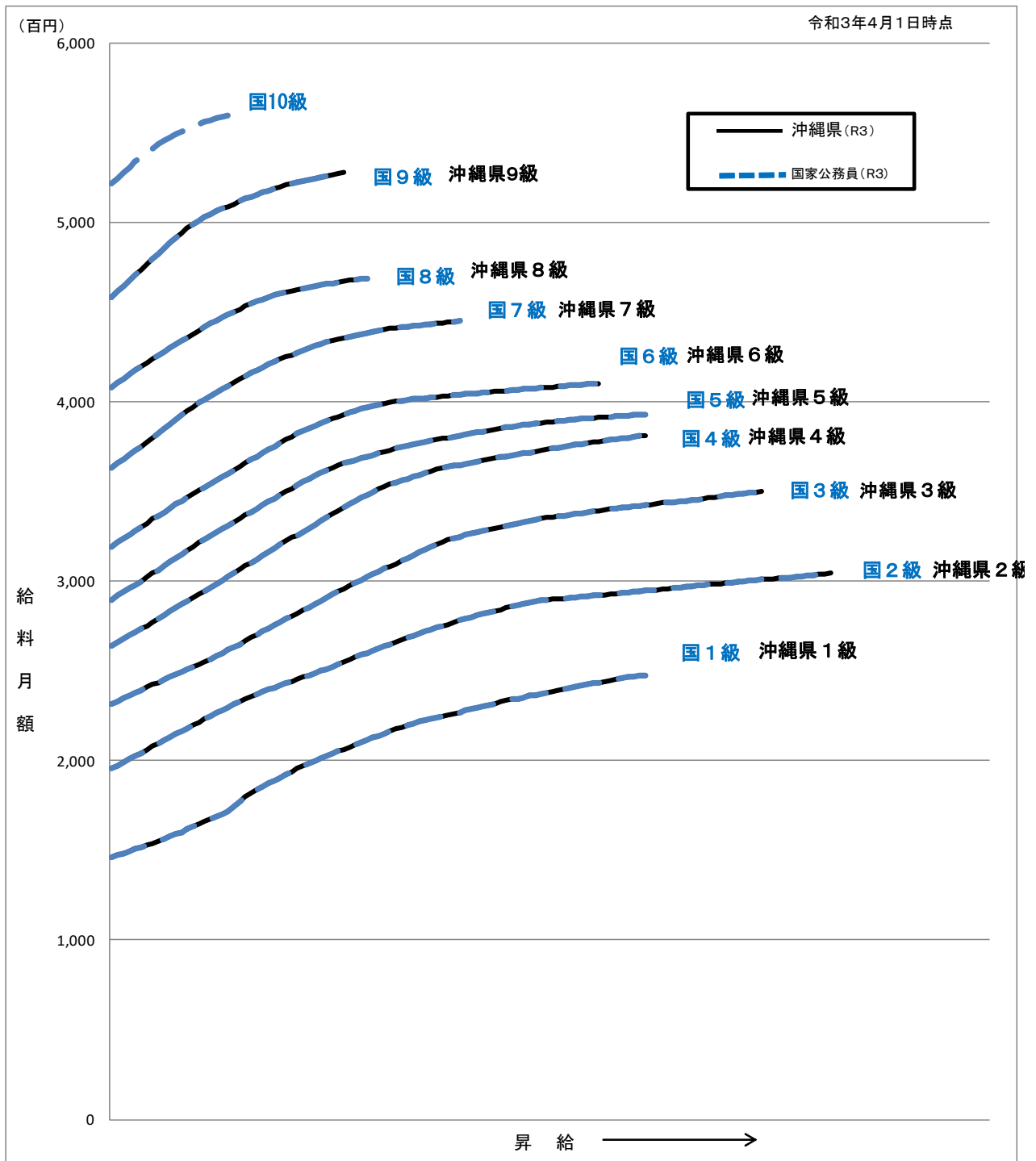
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事又は技師の職務	610人	12.9%	146,100円	247,600円
2 級	1 副主査の職務 2 主任の職務	1,148人	24.3%	195,500円	304,200円
3 級	1 主査又は主任技師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする副主査の職務	564人	11.9%	231,500円	350,000円
4 級	1 班長又は主幹の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主査又は主任技師の職務	1,185人	25.1%	264,200円	381,000円
5 級	困難な業務を行う班長又は主幹の職務	821人	17.4%	289,700円	393,000円

6級	課長又は副参事の職務	262人	5.5%	319,200円	410,200円
7級	1 困難な業務を行う課長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする副参事の職務	45人	1.0%	362,900円	444,900円
8級	統括監又は参事の職務	63人	1.3%	408,100円	468,600円
9級	公室長、本庁の部長又は参事監の職務	31人	0.7%	458,400円	527,500円

- 備考 1 沖縄県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 表中「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 (イ) 級別職員の構成比



イ 国との給与表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



ウ 昇給への人事評価の活用状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日までの運用	管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準及び下位の区分		○		○

	上位及び標準の区分				
	標準及び下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
イ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

沖縄県			国		
令和3年度1人当たり平均支給額 1,516千円			—		
令和3年度支給割合 期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分		令和3年度支給割合 期末手当 2.55月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.90月分 (0.90)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセントまで 管理職加算 10パーセント			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセントまで 管理職加算 10パーセントから25パーセントまで		

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(参考) 勤勉手当への人事評価の活用状況

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
ア 人事評価を活用している				
活用している成績率				
上位、標準及び下位の成績率		○		○
上位及び標準の成績率				
標準及び下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
イ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

沖縄県			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2パーセントから45パーセントまでの割合の)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2パーセントから45パーセントまでの割合の)		

額を加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 5,426千円 20,778千円	額を加算) (退職時特別昇給 無) — 円 — 円
---	----------------------------------

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。
ウ 地域手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算見込み)			53,990千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算見込み)			739,589円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都特別区	20.0 %	41 人	20.0 %
大阪市	16.0 %	5 人	16.0 %
名古屋市	15.0 %	1 人	15.0 %
福岡県福岡市	10.0 %	1 人	10.0 %
千葉県千葉市	15.0 %	1 人	15.0 %
広島県呉市	3.2 %	1 人	— %
医師・歯科医師	16.0 %	21 人	16.0 %
平均支給率	0.05 %	—	0.05 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			98.1 (98.1)

備考 「国の制度 (支給率)」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

エ 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算見込み)			954,911千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算見込み)			80,393円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和3年度決算見込み)			50.1%	
手当の種類 (手当数)			46	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度 決算見込み)	左記職員に対する支給 単価
種雄牛等取扱 手当	畜産研究センター及び 家畜改良センターに勤 務する職員(現業職員 を含む。)	(1) 牛及び豚の自然交 配、精液の採取若しく は人工授精又はこれら の作業の準備のために 牛及び豚を御する作業 (2) 牛の削蹄又はその作 業の準備のために牛を 御する作業	93千円	日額230円

交通取締等手当	特定警察官（警察官のうち警部以下の階級にあるものをいう。以下「特定警察官」という。）及び涉外事件通訳員	交通の取締り、人身事故の処理及び高速道路での物損事故の処理作業	9,517千円	(1) 日額560円（高速道路における作業の場合は、日額840円） (2) 東日本大震災に対処するため、引き続き5日以上従事した場合は、1日につき840円を(1)の額に加算
自動車等警ら作業手当	特定警察官	警ら用無線自動車による警らの作業	15,116千円	日額420円
		交通取締用自動二輪車による警らの作業		日額560円
爆発物取締作業手当	特定警察官並びに観光商工部産業政策課、宮古事務所総務課及び八重山事務所総務課に勤務する職員	火薬類取締法及び高压ガス保安法に規定する保安検査、立入検査又は完成検査等の作業	59千円	日額230円
海上業務手当	職員	船舶に乗り組み、航海中における調査、試験研究、漁業取締り、捜査、警備又は救難等の業務	4,040千円	日額230円 (警察官が特に困難な作業に従事した場合にあっては、690円)
暴風雨時手当	職員（現業職員を含む）	暴風雨時（当該職員が勤務する公署における業務又は事務の全部又は一部が、台風の来襲等による事故発生の防止のための措置として停止された期間に限る。）において、業務に従事することを特別に命じられた場合の業務	2,184千円	1時間500円
社会福祉手当	福祉事務所に勤務し現業を行う社会福祉主事、児童相談所に勤務し現業を行う児童福祉司、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う身体障害者福祉司等	福祉に関する業務	22,814千円	日額680円
	児童相談所に勤務し現業を行う児童福祉司及	福祉に関する業務		日額900円

	び児童心理司			
	児童相談所に勤務し現業を行う班長、主幹並びに児童福祉司及び相談担当職員に対し、教育、訓練及び指導を行う児童福祉司のうち、児童虐待が発生している場合又は発生していると思われる場合における緊急連絡に基づき出動の要否等の具体的な対応を判断する業務に従事する職員	福祉に関する業務		日額1,120円
	福祉事務所に勤務し現業を行う母子・父子自立支援員、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う社会福祉主事、婦人相談所に勤務する心理判定員等	福祉に関する業務		日額340円
特殊現場作業手当	土木事務所、農林水産振興センター農林水産整備課、農林土木事務所、下水道建設事務所等に勤務する職員	地上若しくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は水面下4メートル以上の深所等で行う作業	—	日額230円
遺骨収集作業手当	職員	遺骨収集の作業	—	日額250円
精神保健業務手当	保健医療部地域保健課に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第3項の規定に基づく精神保健指定医の診察への立会い若しくは同法第29条第1項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送業務又は同法第38条の6第1項の規定に基づく精神科病院に入院中の者への質問業務若しくは精神保健指定医の診察への立会い	15千円	日額230円
	保健所に勤務する運転士	精神障害者の搬送業務		

爆発物等処理 作業手当	特定警察官	爆発物若しくはその疑いのある物件の処理作業又はサリン等による人身被害の防止に関する法律第2条に規定するサリン等若しくはその疑いのある物質の処理作業	—	1回5,200円 (特殊危険物質等の製造解明実験作業の場合は、1回460円)
潜水作業手当	特定警察官並びに農林水産振興センター農林水産整備課、水産海洋技術センター、栽培漁業センター、教育庁文化財課、埋蔵文化財センター、沖縄水産高等学校(実習船の運航に関する業務に従事する職員に限る。)に勤務する職員	潜水器具を着用した潜水作業	172千円	(1) 潜水深度20mまで 1時間310円 (2) 潜水深度30mまで 1時間780円 (3) 潜水深度30m超 1時間1,500円 (劣悪な環境下の場合は、1時間につき310円を加算)
救難等作業手当	警察官	救難又は救助等の作業	871千円	日額840円(特別の場合は、1,680円)
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う次に掲げる業務 (1) 航空機の操縦業務 (2) 航空機の整備業務 (3) 前2号に掲げる以外の業務(旅行又は物品の輸送等を目的とする業務を除く。)	8,884千円	(1) 1時間5,100円 (2) 1時間2,200円 (一等及び二等整備士の場合は、1時間1,500円) (3) 1時間1,900円
銃器犯罪捜査 手当	警察官	防弾装備を装着し、及び武器を携帯して行う次に掲げる業務 (1) 銃器を使用している犯罪現場における犯人逮捕の作業(これに直接関連する業務を含む。) (2) 銃器を所持する犯人逮捕の作業 (3) (1)に付随して行われる固定配置による警戒の作業 (4) (2)に付随して行われる固定配置による警戒の作業	—	(1) 日額1,640円 (2) 日額1,100円 (3) 日額1,100円 (4) 日額820円

		(5) 銃器使用の暴力団対立抗争における張付け警戒作業、銃器使用のおそれがあると認められる暴力団、暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係企業からの保護対象者に対する危害を未然に防止するための保護対策における身辺警戒及び固定警戒の作業		(5) 日額820円
はぶ等捕獲作業手当	特定警察官	住民等からの要請を受け、はぶ等の毒蛇を捕獲し、又は撲殺する作業	863千円	1回800円
死体処理作業手当	職員	死体の発見の場所又は解剖の施設において直接死体を取り扱う作業	58,627千円	1体につき1,600円から3,200円までの範囲内の額
実習船指導手当	実習船に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士、船舶通信士等	<p>沖縄水産高等学校における実習船に乗り組み、次に掲げる生徒の実習の指導業務</p> <p>(1) 遠洋区域で行う航海実習における指導の業務（(2)に掲げる業務を除く。）</p> <p>(2) 遠洋区域で行う網、なわその他漁具を用いて行う漁ろうの実習における指導の業務</p> <p>(3) 遠洋区域で行う停泊実習における指導の業務</p> <p>(4) 遠洋区域以外の区域で行う実習（沖縄本島内における停泊実習及び実習船をドックに入れて行う実習を除く。）</p>	3,131千円	<p>(1) 日額820円 （船長、機関長等は、日額1,750円）</p> <p>(2) 日額1,640円 （船長、機関長等は、日額3,500円）</p> <p>(3) 日額410円 （船長、機関長等は、日額870円）</p> <p>(4) 日額230円</p>
	沖縄水産高等学校に勤務する教育職員	<p>沖縄水産高等学校における実習船に乗り組み、次に掲げる生徒の実習の指導業務</p> <p>(1) 航海実習における指導の業務</p>		(1) 日額2,750円

		(2) 停泊実習及び実習船をドックに入れて行う実習（沖縄本島内における実習を除		(2) 日額1,650円
浄化処理作業手当	下水道管理事務所（管理班、施設班、水質管理班及び浄化センター（水質管理業務に従事する職員に限る。）に勤務する職員	(1) 下水道施設における汚泥等の処理作業 (2) 汚水管、下水道処理施設等における維持管理作業 (3) 汚泥等の採取作業 (4) 汚泥等の化学試験及び検査作業	299千円	日額450円 （(4)の作業に従事した場合は、日額290円）
防疫等作業手当	職員	(1) 感染症の病原体に汚染されている区域における防疫作業 (2) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ及び豚熱に限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業 (3) 職員が家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（前号の作業を除く。）で豚熱のまん延を防止するために行う野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は野生いのししの捕獲現場等の消毒の作業 (4) 家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病及び鼻疽に限る。）の病菌を有する家畜又は有する疑いのある家畜の防疫作業 (5) 動物用生物学的製剤	74千円	(1) 日額290円 (2) 日額380円 （牛のと殺作業に従事した場合は、日額760円） (3) 日額290円 (4) 日額290円 (5) 日額290円

		製造又は病原検索試験研究の作業		
	(1) 保健所に勤務する運転士	(1) 感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務		(1) 日額290円
	(2) 家畜保健衛生所及び家畜衛生試験場に勤務する現業職員	(2) 家畜伝染病予防法第2条第1項に定める家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病及び鼻疽）の病原体に汚染されている区域において患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業		(2) 日額290円
	(3) 現業職員	(3) 家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ及び豚熱に限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業		(3) 日額380円 （と殺作業に従事した場合は、日額760円）
	(4) 現業職員	(4) 豚熱のまん延を防止するために行う野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は野生いのししの捕獲現場等の消毒の作業		(4) 日額290円
有害薬物取扱等手当	(1) 農林水産部森林緑地課、畜産研究センター、農業研究センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター、工業技術センター等に勤務する職員 (2) 保健所に勤務する医療監視員及び薬事監視員	(1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物若しくは劇物を利用した理化学的試験研究若しくは病虫害防除の作業 (2) 医療法（昭和23年法律第205号）及び毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等の業務	181千円	日額290円

	農業研究センター、家畜改良センター、畜産研究センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター及び高等学校に勤務する現業職員	毒物又は劇物を利用した理化学的試験研究の補助又は病虫害防除作業		
用地等交渉手当	土木事務所（用地班、河川都市用地班等）、ダム事務所（建設班）等に勤務する用地等交渉業務を本務とする職員	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務並びに当該業務のために行う調整等に関する業務	8,678千円	日額750円 （業務が午後6時以降の場合は、1,000円）
	土木建築部道路管理課、土木事務所等に勤務する職員	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務並びに当該業務のために行う調整等に関する業務		日額600円 （業務が午後6時以降の場合は、1,000円）
私服捜査等手当	特定警察官、警察本部に勤務する電子計算機に係る犯罪の解析その他情報技術の解析の作業に従事する職員及び涉外事件通訳員	私服を着用して行う現場における犯罪の予防若しくは捜査の作業又は被疑者の逮捕の作業	30,705千円	日額560円
看守手当	特定警察官	留置施設における被留置者の看守の作業	4,845千円	日額240円
護送手当	特定警察官	被疑者、被告人又は法令により拘禁されている者の護送作業	2,160千円	日額240円
鑑識作業手当	職員（警察官にあつては、特定警察官に限る。）	指掌紋、足こん跡、手口、写真又は似顔絵を利用する犯罪鑑識作業並びに理化学、法医学、心理学、情報工学又は銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識作業及び警察犬を利用して行う足跡追及、爆発物搜索、搜索救助の作業	2,923千円	(1) 現場 日額560円 (2) 内勤 日額280円
警ら作業手当	特定警察官	交番等に勤務する地域警察官及び機動隊員等によ	39,950千円	日額340円（東日本大震災に対処するため、

		る警らの作業		引き続き5日以上従事した場合は、日額840円を加算)
夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員、総務部管財課に勤務する守衛等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	92,768千円	(1) 深夜の全部の勤務 1回980円 (2) 2時間以上の勤務 1回650円 (3) 2時間未満の勤務 1回410円
巡回診療手当	保健医療部保健医療政策課に勤務する職員	無医地区における巡回診療の業務	—	日額1,000円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の教頭、教諭、助教諭及び講師	小学校又は中学校の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導の業務	4,890千円	日額290円
面接指導手当	通信教育を行う学校及びその協力校の教育職員（通信教育に従事することを本務とする職員を除く。）	面接指導の業務	1,772千円	1時間1,500円
兼務授業手当	高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の全日制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の定時制の課程の授業の業務	—	授業1時間1,500円
	定時制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の全日制の課程の授業の業務		
税務手当	総務部税務課、県税事務所、自動車税事務所、宮古事務所県税課及び八重山事務所県税課に勤務する職員	県税に関する業務	48,919千円	日額500円から日額1,700円までの範囲内の額（滞納処分又は犯則取締りの業務に従事した場合は、日額100円を加算）
教員特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員（教頭を除く。）	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	377,754千円	日額8,000円から日額16,000円までの範囲内の額
		修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの		日額5,100円

		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日、休日等に行うもの		日額5,100円
		部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの		日額2,700円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの		日額900円
農業機械等運転作業手当	畜産研究センター、農業研究センター、家畜保健衛生所及び家畜改良センターに勤務する職員（現業職員を含む）	道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型特殊自動車又は小型特殊自動車（耕うん機）の運転作業	220千円	日額230円
病虫害防除指導手当	病虫害防除技術センターに勤務する職員（行政職給料表の適用を受ける職員に限る。）	病虫害の発生予察及び防除指導の業務	1,174千円	日額870円から日額1,700円までの範囲内の額
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	訓練礼式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防御訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技の訓練の指導の業務	113千円	日額700円
夜間緊急呼出手当	特定警察官等	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う交通取締等、爆発物等処理作業、私服捜査等又は鑑識作業等の業務	238千円	1回につき1,240円

教育業務連絡 指導手当	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教諭（特定の主任等の職務を担当する教諭に限る。）	教務その他教育に関する事項についての連絡調整及び指導助言の業務	121,706千円	日額200円
身辺警護等作業手当	警察官	身辺警護等の作業	87千円	日額640円 （天皇、皇后等の身辺の警護の作業の場合は、1,150円）
定時制夜間勤務手当	定時制の課程を置く高等学校に勤務する事務職員	定時制の課程に関する業務（午後5時以降において2時間以上従事した場合に限る）	182千円	日額130円
	定時制の課程を置く高等学校に勤務する現業職員	炊事等の業務（午後5時以降において2時間以上従事した場合に限る）		日額130円
外国勤務手当	外国に駐在することを命ぜられた職員	外国において特定の事務を処理する業務に従事したとき	42,278千円	月額（在外公館に勤務する外務公務員に対して支給される在勤基本手当の額に100分の80を乗じて得た額、住居手当の額、配偶者手当の額及び子女教育手当の額を合計した額）
道路上作業手当	土木事務所に所属する現業職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業	414千円	日額300円
東日本大震災 関連作業手当	職員	東日本大震災に対処するため、次に掲げる区域で行う業務 (1) 東京電力(株)福島第一原子力発電所の敷地内の区域（免震重要棟外） (2) 東京電力(株)福島第一原子力発電所の敷地内の区域（免震重要棟内） (3) 帰還困難区域に設定することとされた区域（屋外） (4) 帰還困難区域に設定することとされた区域	—	(1) 日額20,000円 （敷地内の屋外作業の場合は13,300円） (2) 日額3,300円 (3) 日額6,600円 (4) 日額1,300円

		(屋内) (5) 居住制限区域 (屋外) (6) 居住制限区域 (屋内)		(5) 日額3,300円 (6) 日額660円 (3)又は(5)について、作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合は、支給額の6割
原子力緊急事態関連作業手当	職員	職員が原子力緊急事態宣言であった場合で、緊急事態応急対策実施区域等を考慮して定める区域における業務	—	日額20,000円以内
防疫等作業手当 (特例)	職員	新型コロナウイルス感染症に対処するため、(1)から(4)までに掲げる区域で行う(5)から(10)までに掲げる業務 【区域】 (1) 病院、診療所又は宿泊施設 (新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の療養等を行うための宿泊施設) (2) 新型コロナウイルス感染症の患者等が前号に掲げる施設への移動に際して使用する施設 (3) 新型コロナウイルス感染症の患者等の搬送に使用する自動車、船舶又は航空機 (4) 女性相談所 (一時保護所に限る。)、若夏学院、児童相談所 (一時保護所に限る。)、離島児童生徒支援センター、県立高等学校の寄宿舍、県立特別支援学校の寄宿舍、名護市県立高等学校北部合同寄宿舍、警察施設 (留置施設及び保護所に限る。)、新型コロナウ	46,195千円	日額4,000円 (新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行うもの) 日額4,000円 (新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体に接触して行うもの) 日額3,000円 (上記以外のもの)

		イルス感染症の患者等の検体の採取を行う場所又は対面により検体の提出を受ける場所 【業務】 (5) 新型コロナウイルス感染症の患者等の看護、健康管理、生活支援又は搬送の作業 (6) 新型コロナウイルス感染症の患者等に対する積極疫学調査（対面による場合に限る。） (7) 新型コロナウイルス感染症の患者等に対する検体の採取の作業 (8) (7)の作業に附随して新型コロナウイルス感染症の患者等に對面して行う介助又は説明の作業 (9) 作業場所の要件に該当する施設等の消毒の作業 (10) 作業内容の要件に該当する作業に従事したものが着用した感染防止の用に供する衣類の消毒の作業	
--	--	--	--

備考 新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫等作業手当の特例は、令和2年7月31日に公布された「東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特例勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和2年沖縄県条例第39号）」により、令和2年2月1日から適用されている。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算見込み）	3,905,224千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算見込み）	471千円
支給実績（令和2年度決算）	3,441,390千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	425千円

備考 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度決算見込み）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算見)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算見込)

				込み)	み)
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者、父母等 月額6,500円 (2) 子 10,000円（16歳から22歳の子については1人につき5,000円加算）	同じ。	—	3,122,615千円	273,482円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額28,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1	同じ。	—	2,732,545千円	276,741円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分については、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	異なる。	交通機関利用の支給限度額は、月額55,000円	1,939,614千円	91,019円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円までの範囲内の額を加算）	同じ。	—	297,540千円	554,078円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（部長、統括監、課長、校長、教頭等）に支給。職務に応じ39,700円から104,200円までの範囲内の額	異なる。	俸給表、職務の級及び職の区分別に定められた額（46,300円から146,400円までの範囲内）を支給	1,047,377千円	671,826円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給	異なる。	獣医師に支給なし	98,613千円	1,173,964円

	(1) 医師又は歯科医師 月額 414,800円以内(35年間漸 減しながら支給) (2) 獣医師 月額30,000円以 内(10年間漸減しながら支 給)				
特勤手当	離島その他の生活の著しく不 便な地に所在する公署に勤務 する職員に支給。給料及び扶 養手当の月額合計額に、公 署に応じ4パーセントから25 パーセントまでの割合を乗じ た額	同じ。	—	751,493千円	600,714円
特勤手当に 準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署への 異動等に伴って住居移転した とき、異動後3年間支給(人 事委員会で定める条件に該当 する者は6年間)。給料及び 扶養手当の月額合計額に、 公署に応じ、異動後4年間は 4パーセントから6パーセン トまで、5年目は4パーセン ト、6年目は2パーセントの 割合を乗じた額	同じ。	—		
へき地手当	へき地教育振興法施行規則 (昭和34年文部省令第21号) で定める基準によるへき地学 校等に勤務する職員に支給。 給料及び扶養手当の月額合 計額に、学校に応じ8パー セントから25パーセントまで の割合を乗じた額			1,348,539千円	779,502円
へき地手当に準 ずる手当	へき地教育振興法施行規則で 定める基準によるへき地学校 等への異動に伴って住居移 転したとき、異動後3年間(任 命権者が必要と認める場合は 6年間)支給。給料及び扶 養手当の月額合計額に、異 動後5年間は4パーセント、 6年目は2パーセントの割合 を乗じた額				
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日 及び休暇等に関する条例第7 条に規定する休日において正 規の勤務時間中に勤務するこ とを命ぜられた職員に支給。 勤務1時間につき1時間当 たりの給与額に100分の125 から100分の150までの範 囲内で人事委員会規則で定 める割合を乗じた額	同じ。	—	512,548千円	125,871円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10 時から翌日の午前5時までの 間に勤務した職員に支給。勤 務1時間につき1時間当 たりの給与額に100分の25 を乗じた額	同じ。	—	209,803千円	102,643円
宿直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜ	同じ。	—	491,440千円	176,586円

	られた職員に支給。勤務1回につき4,200円（人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、5,900円又は7,200円）				
管理職員特別勤務手当	管理職員（大学の学長を含む。）が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給 (1) 大学の学長を除く管理職員 1回4,000円から12,000円まで (2) 大学の学長 1回18,000円	同じ。	—	17,775千円	116,176円
義務教育等教員特別手当	公立の学校に勤務する教育職員に支給。職務の級及び号給に応じ月額2,000円から月額8,000円までの範囲内の額			938,029千円	58,554円
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する校長及び教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭等に支給 (1) 管理職員 給料月額の2パーセント又は4パーセント (2) 管理職員以外の職員 給料月額の3パーセント又は6パーセント			50,916千円	237,925円
産業教育手当	農業、水産、工業等の課程を置く高等学校に勤務し、実習を伴う農業、水産、工業、電波若しくは商船に関する科目の授業及び実習を担当する時間数とその者の担当時間数の2分の1以上となる教諭、実習助手等に支給。給料月額の6パーセント（定時制通信教育手当を受ける者は4パーセント）			123,894千円	237,800円
農林漁業普及指導手当	農業、林業、又は水産業の普及指導事業に従事する職員に支給 (1) 管理職員 給料月額の4パーセント (2) 管理職員以外の職員 給料月額の8パーセント			28,342千円	264,879円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、本県に派遣された職員がその職員の住所又は居所を離れて、本県の区域に滞在することを要する場合に支給。1日につき3,970円から6,620円までの範囲内の額			—	—

(5) 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給料	知 事 副 知 事	1,230,000円 970,000円
報酬	議 長 副 議 長 議 員	980,000円 840,000円 750,000円
期末手当	知 事 副 知 事	(令和3年度支給割合) 3.10月分
	議 長 副 議 長 議 員	(令和3年度支給割合) 3.10月分
退職手当	知 事 副 知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 123万円×在職月数×0.50 2,952万円 任期毎 97万円×在職月数×0.42 1,955万円 任期毎

備考 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当見込額である。

(6) 公営企業職員の状況

ア 水道事業

(7) 職員給与費の状況

a 決算見込み

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B÷A	(参考) 令和2年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和3年度	千円 27,618,073	千円 565,259	千円 1,921,029	% 7.0	% 7.0

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与 B÷A	(参考) 都道府県平均1人 当たりの給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和3年度	人 242	千円 940,141	千円 220,123	千円 283,331	千円 1,443,595	千円 5,965	千円 6,790

- 備考 1 表中「職員数」は、令和4年3月31日現在の人数である。
2 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。
3 表中資本勘定支弁職員に係る職員給与費290,583千円は含まない。

b 特記事項

なし

(i) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県	43.5 歳	348,555 円	513,414 円
団 体 平 均	44.0 歳	358,069 円	566,170 円
事 業 者	—	—	—

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(v) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

沖縄県	(一般行政職・団体平均等)
令和3年度1人当たり平均支給額 1,124千円	令和3年度1人当たりの平均支給額 1,610千円
令和3年度支給割合 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分	令和3年度支給割合 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセントまで 管理職加算 10パーセント	加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセントまで 管理職加算 10パーセント

備考 括弧書きは、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（令和3年4月1日現在）

沖縄県	(一般行政職・団体平均等)
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.58688月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2パーセントから45パーセントまでの割合を 加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 — 円 18,638千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.58688月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2パーセントから45パーセントまでの割合を 加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 — 円 15,011千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算見込み）			723千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算見込み）			361,284円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度（支給率）
東京都特別区	1人	20.0%	20.0%
大阪府枚方市	1人	10.0%	— %

d 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算見込み）		2,532千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算見込み）		20,234円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度決算見込み）		38.0%		
手当の種類（手当数）		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度 決算見込み)	左記職員に対する支給 単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために	782千円	1時間800円

		必要な業務		
用地等交渉業務手当	経理課管財班に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	4千円	日額600円（午後6時以降の場合は、1,000円）
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	交替制勤務（浄水施設における24時間運転管理業務）	1,516千円	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場又は危険な工事箇所で行う監督、測量検査、調査等	114千円	日額300円
		交通の頻繁な国道、県道又は市町村道の道路上において、交通を遮断することなく行う監督、測量、検査、調査、検針、点検、修繕、交通整理等の作業	25千円	日額150円
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	38千円	日額400円
		倉敷ダム管理事務所に勤務する職員が洪水警報発令中に行う河川の巡回監視作業	—	日額800円
有害毒薬物取扱手当	職員	水質試験業務	179千円	日額150円
		保護具を着用し、毒物劇物等を注入する設備の修繕作業、毒物劇物等又はオゾンの漏洩事故対応作業	1千円	日額230円

e 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算見込み）	91,524千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算見込み）	378千円
支給実績（令和2年度決算）	94,735千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	471千円

備考 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度決算見込み）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和3年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算見込み）

扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者、父母等 月額6,500円 (2) 子 月額10,000円（16歳から22歳の子については、1人につき、5,000円加算）	同じ。	—	38,526千円	283,280円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額27,000円以下の職員 家賃の月額から16,000円を控除した額 (2) 家賃が月額27,000円を超える職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額28,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1	同じ。	—	28,731千円	293,170円
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ。	—	35,049千円	150,424円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円の範囲内の額を加算）	同じ。	—	360千円	360,000円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（企業技監、統括監、参事、課長等）に支給。職の区分に応じ49,900円から93,800円までの範囲内の額	同じ。	—	15,106千円	755,280円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に当該職員に対して支給。勤務1回につき職の区分に応じ6,000円から12,000円までの範囲内の額。また、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日日の午前0時から	同じ。	—	3千円	3,000円

	午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、勤務1回につき、職の区分に応じ3,000円から6,000円までの範囲内の額				
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内の割合を乗じた額	同じ。	—	12,987千円	185,855円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ。	—	6,713千円	216,554円

イ 工業用水道事業

(7) 職員給与費の状況

a 決算見込み

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B ÷ A	(参考) 令和2年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和3年度	千円 597,939	千円 75,747	千円 21,458	% 3.6	% 3.6

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与 費 B ÷ A	(参考) 都道府県平均1 人当たりの給与 費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和3年度	4人	千円 14,738	千円 3,076	千円 4,508	千円 22,322	千円 5,581	千円 6,442

- 備考 1 表中「職員数」は、令和4年3月31日現在の人数である。
2 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。
3 表中資本勘定支弁職員に係る職員給与費6,984千円（税込み）は含まない。

b 特記事項

なし

(i) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖縄県	39.8歳	321,175円	491,189円
団体平均	44.3歳	348,807円	536,371円
事業者	—	—	—

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(v) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

沖縄県	(一般行政職・団体平均等)
令和3年度1人当たり平均支給額 1,505千円	令和3年度1人当たりの平均支給額 1,570千円
令和3年度支給割合 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分	令和3年度支給割合 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセントまで 管理職加算 10パーセント	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセントまで 管理職加算 10パーセント

備考 括弧書きは、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（令和3年4月1日現在）

沖縄県	(一般行政職・団体平均等)
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.58688月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2パーセントから45パーセントまでの割合を 加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 — 円 — 円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.58688月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2パーセントから45パーセントまでの割合を 加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 — 円 11,867千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算見込み）			0円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算見込み）			0円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度（支給率）
埼玉県和光市	0人	16.0%	16.0%
大阪府枚方市	0人	10.0%	— %

d 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算見込み）			1千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算見込み）			300円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度決算見込み）			50.0 %	
手当の種類（手当数）			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度 決算見込み)	左記職員に対する支給 単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために	—	1時間800円

		必要な業務		
用地等交渉業務手当	経理課管財班に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	—	日額600円（午後6時以降の場合は、1,000円）
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	交替制勤務（浄水施設における24時間運転管理業務）	—	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場又は危険な工事箇所で行う監督、測量検査、調査等	1千円	日額300円
		交通の頻繁な国道、県道又は市町村道の道路上において、交通を遮断することなく行う監督、測量、検査、調査、検針、点検、修繕、交通整理等の作業	—	日額150円
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	—	日額400円
		倉敷ダム管理事務所に勤務する職員が洪水警報発令中に行う河川の巡回監視作業	—	日額800円
有害毒薬物取扱手当	職員	水質試験業務	—	日額150円
		保護具を着用し、毒物劇物等を注入する設備の修繕作業、毒物劇物等又はオゾンの漏洩事故対応作業	—	日額230円

e 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算見込み）	915千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算見込み）	229千円
支給実績（令和2年度決算）	1,614千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	403千円

- 備考 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度決算見込み）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和3年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算見込み）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳	同じ。	—	678千円	339,000円

	に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等)のいる職員に支給 (1) 配偶者、父母等 月額6,500円 (2) 子 月額10,000円 (16歳から22歳の子については、1人につき、5,000円加算)				
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額27,000円以下の職員 家賃の月額から16,000円を控除した額 (2) 家賃が月額27,000円を超える職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額 (上限は月額28,000円) 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1	同じ。	—	787千円	262,467円
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ。	—	770千円	192,560円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円 (職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円の範囲内の額を加算)	同じ。	—	—	—
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 (企業技監、統括監、参事、課長等) に支給。職の区分に応じ49,900円から93,800円までの範囲内の額	同じ。	—	—	—
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等	同じ。	—	—	—

	に勤務した場合に当該職員に対して支給。勤務1回につき職の区分に応じ6,000円から12,000円までの範囲内の額。また、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、勤務1回につき、職の区分に応じ3,000円から6,000円までの範囲内の額				
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内の割合を乗じた額	同じ。	—	—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ。	—	—	—

ウ 病院事業

(ア) 職員給与費の状況

a 決算見込み

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B ÷ A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和3年度	千円 64,157,886	千円 6,940,080	千円 34,902,284	% 54.4	% 56.4

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与 費 B ÷ A	(参考) 都道府県平均 1人当たりの 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和3年度	人 3,111	千円 11,947,448	千円 8,101,671	千円 4,420,954	千円 24,470,073	千円 7,866	千円 7,527

備考 1 表中「職員数」は、令和4年3月31日現在の人数である。

2 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。

b 特記事項

なし

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖縄県	37.1 歳	320,032 円	655,472 円

医 師	44.2 歳	554,450 円	1,719,628 円
看 護 師	36.4 歳	290,881 円	513,315 円
事務職員	39.7 歳	281,669 円	474,695 円
団体平均	41.5 歳	343,321 円	619,473 円
医 師	42.6 歳	580,048 円	1,451,390 円
看 護 師	39.8 歳	304,457 円	494,316 円
事務職員	44.2 歳	348,967 円	549,991 円
事 業 者	—		—

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

沖縄県	(一般行政職・団体平均等)						
令和3年度1人当たり平均支給額 1,421千円	令和3年度1人当たりの平均支給額 1,474千円						
令和3年度支給割合 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>2.60 月分</td> <td>1.85 月分</td> </tr> <tr> <td>(1.45)月分</td> <td>(0.90)月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.60 月分	1.85 月分	(1.45)月分	(0.90)月分	
期末手当	勤勉手当						
2.60 月分	1.85 月分						
(1.45)月分	(0.90)月分						
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセント まで 管理職加算 10パーセント							

備考 括弧書きは、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（令和3年4月1日現在）

沖縄県	(一般行政職・団体平均等)															
<table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>(支給率)</td> <td>自己都合</td> <td>応募認定・定年</td> </tr> <tr> <td>勤続20年</td> <td>19.6695月分</td> <td>24.586875月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>28.0395月分</td> <td>33.27075 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>39.7575月分</td> <td>47.709 月分</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td>47.709 月分</td> <td>47.709 月分</td> </tr> </table> その他の加算措置 定年前早期退職特例 (2パーセントから45パーセントまでの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 1,655千円 19,523千円	(支給率)	自己都合	応募認定・定年	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	1人当たり平均支給額 6,461千円
(支給率)	自己都合	応募認定・定年														
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分														
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分														
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分														
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分														

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算見込み）		339,120千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算見込み）		904,561円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率
一般行政職の制度（支給率）		

医師・歯科医師	375人	16.0%	- %
---------	------	-------	-----

d 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算見込み）		1,467,268千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算見込み）		279,799円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度決算見込み）		92.6%			
手当の種類（手当数）		16			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和3年度 決算見込み）	左記職員に対 する支給単価	
伝染病防疫手当	医師及び歯科医師 以外の職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において、感染症の病原体を有する者若しくは有する疑いのある者の看護等の作業又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理事業	31千円	日額290円	
	運転士	感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務			
伝染病防疫手当 （特定コロナ関連 業務）	職員	新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染されているおそれがある病院、診療所、宿泊施設、患者等搬送に使用する自動車内部又はこれらに準ずるものとして管理者が認める区域において、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた作業 (1) 患者等に接して行う診察、検査、検体採取、治療、看護その他の作業 (2) 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着した物件又は付着した疑いのある物件の処理の作業 (3) 患者等の搬送の作業 (4) (1)から(3)までに掲げる作業以外の作業で管理者が認める作業	324,598千円	日額3,000円 （患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業に従事した場合には、日額4,000円）	
夜間看護等手当	助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師若しくは看護補助員（看護学校を卒業した者に限る。）又は管理者がこれ	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日午前5時まで）において行われる看護	深夜の全部を含む勤務	311,520千円	1回7,300円
			深夜における勤務時間が4時間以上	141,815千円	1回3,550円
			深夜における	154,485千円	1回3,100円

	らに準ずると認め る職員	等の業務	勤務時間が2 時間以上4時 間未満		
			深夜における 勤務時間が2 時間未満	312千円	1回2,150円
	病院事業医療職給 料表の適用を受け る職員のうち管理 者の定める職員	正規の勤務時間以外の時間 において救急患者に対処する ために呼出しを受けて従事す る1時間以上の業務		4,108千円	1回1,620円
巡回診療手当	医師及び歯科医師	離島へき地の巡回診療の業務		45千円	日額5,000円
	看護師、病理細菌 技術者及び診療放 射線技術者			14千円	日額1,500円
暴風雨時手当	職員	暴風雨時（当該職員が勤務す る事業所における業務又は事 務の全部又は一部が、台風の 来襲等による事故発生の防止 のための措置として停止され た期間に限る。）において、 業務に従事することを特別に 命ぜられたときの業務		2,840千円	1時間500円
医師手当	医師及び歯科医師	医療業務等		264,214千円	月額25,000円 から月額200,0 00円までの範 囲内の額
	医師	病理学的検査の業務		4,800千円	月額100,000円
		放射線診療又は麻酔の業務		20,400千円	月額50,000円
		離島精神科医師の業務		11,850千円	月額150,000円
夜間特殊業務手当	施設管理技士	正規の勤務時 間による勤務 の一部又は全 部が深夜にお いて行われる 業務	深夜の全部を 含む勤務	179千円	1回980円
			深夜における 勤務時間が2 時間以上	—	1回650円
			深夜における 勤務時間が2 時間未満	—	1回410円
精神保健業務手当	病院（精和病院を 除く。）に所属す る運転士	精神保健及び精神障害者福祉 に関する法律第5条に規定す る精神障害者の搬送業務		—	日額230円
離島診療支援手当	職員	離島病院等に勤務する職員以 外の職員による離島病院等 における診療支援の業務		6,829千円	離島診療支援 手当基礎額 に、支援業務 に従事した日 数を乗じて得 た額
高電圧作業手当	職員	交流600ボルト以上又は直流7 50ボルト以上の電圧を有する		—	日額230円

		電流の送電中における受送電設備の保守又は補修の作業			
性暴力被害者支援医療業務手当	医師	医師である職員が、性的な被害を及ぼす暴力その他の言動により性的な被害を受けた者（当該被害について初めて医療を受けるものに限る。）の医療の業務に従事したときに支給する。	795千円	日額15,000円	
特別診療手当	医師（県立病院の管理職）	医師である職員であって、県立病院の管理職にある者が、正規の勤務時間以外の時間において診療の業務に従事した場合に支給する。	11,435千円	1時間3,500円	
感染拡大時業務対応特別手当	職員	新型コロナウイルス感染症のまん延により県内の医療提供体制がひっ迫し、県立病院の体制を強化する必要があると管理者が認める期間に従事した5日以上の業務	182,715千円	1回65,000円	
感染拡大時派遣対応特別手当	病院事業広域異動職員医療職給料表(1)又は病院事業地域異動職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員	伝染病防疫手当（特定コロナ関連業務）に掲げる(1)から(4)までの作業、感染拡大防止対策作業又はこれらに準ずるものとして管理者が認める作業に従事した管理者が認める期間に基づく作業	4時間以上	3,329千円	日額45,600円
			3時間以上4時間未満	428千円	日額17,100円
			2時間以上3時間未満	274千円	日額11,400円
			2時間未満	131千円	日額5,700円
	病院事業広域異動職員医療職給料表(2)若しくは(3)又は病院事業地域異動職員医療職給料表(2)若しくは(3)の適用を受ける職員	感染拡大防止対策作業	4時間以上	5,802千円	日額22,400円
			3時間以上4時間未満	529千円	日額8,400円
			2時間以上3時間未満	409千円	日額5,600円
			2時間未満	196千円	日額2,800円
		感染拡大防止対策作業以外の作業	4時間以上	840千円	日額16,800円
			3時間以上4時間未満	101千円	日額6,300円
			2時間以上3時間未満	4千円	日額4,200円
			2時間未満	36千円	日額2,100円
	病院事業広域異動職員医療職給料表(1)から(3)まで又は病院事業地域異動職員医療職給料表(1)から(3)までの適用を受ける職員	伝染病防疫手当（特定コロナ関連業務）に掲げる(1)から(4)までの作業、感染拡大	4時間以上	1,507千円	日額9,600円
3時間以上4時間未満			7千円	日額3,600円	
2時間以上3時間未満			7千円	日額2,400円	

	用を受ける職員以外の職員	防止対策作業又はこれらに準ずるものとして管理者が認める作業に従事した管理者が認める期間に基づく作業	時間未満 2時間未満	—	日額1,200円
特定看護分野業務従事手当	看護師	専従の職員として届出がされている感染管理、皮膚・排泄ケア及び緩和ケアに係る認定看護分野の認定看護師が当該認定等に係る看護分野の業務に専ら従事したとき		1,139千円	日額500円
看護職員等处遇改善手当	看護師、臨床検査技師等コメディカル及び看護補助員等	看護等の業務に従事したとき		9,546千円	月額2,400円

e 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算見込み）	3,086,016千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算見込み）	1,007千円
支給実績（令和2年度決算）	2,893,833千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	980千円

- 備考 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和2年度決算見込み）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和3年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算見込み）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者、父母等 月額6,500円 (2) 子 月額10,000円（16歳から22歳の子については、1人につき、5,000円加算）	同じ。	—	349,564千円	260,093円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居	同じ。	—	414,891千円	276,964円

	1に掲げる額の2分の1				
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ。	—	208,464千円	96,825円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円までの範囲内の額を加算）	同じ。	—	54,426千円	598,084円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給。職の区分に応じ、月額49,900円から110,100円までの範囲内の額	同じ。	—	48,671千円	1,058,072円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給。 (1) 医師又は歯科医師 月額344,500円以内（35年間漸減しながら支給） (2) 精神科を本務とする医師 月額365,600円以内（35年間漸減しながら支給）	異なる。	県立病院において、人材確保が困難である左記職種を対象に支給	1,369,979千円	3,293,219円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ4パーセントから25パーセントまでの割合を乗じた額	同じ。	—	361,023千円	536,439円
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給（人事委員会で定める条件に該当する者は6年間）。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ、異動後4年間は4パーセントから6パーセントまで、5年目は4パーセント、6年目は2パーセントの割合を乗じた額	同じ。	—		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ。	—	449,067千円	228,069円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給。勤務1回につき6,100円	同じ。	—	1,116千円	79,736円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例で定めた職員の1週間の勤務時間の状況である。

勤務時間の状況（令和3年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	(下記以外) 午前8時30分 (教育庁(小中)) 午前8時15分 (教育庁(県立)) 午前8時30分 (警察本部) 午前9時30分	(同左) 午後5時15分 (同左) 午後4時45分 (同左) 午後5時 (同左) 午後6時15分	(同左) 正午から午後1時まで (同左) 45分(市町村による) (同左) 45分 (同左) 正午から午後1時まで	日曜日及び土曜日

備考 「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの時間帯又はそれに準じた時間帯に勤務時間が割り振られている職員の勤務時間である。

(2) 年次休暇の状況

職員に与えられる年次休暇の1人当たりの平均使用日数の状況である。職員に与えられる年次休暇は、1年について20日であり、その年に受けなかった日数がある場合は、翌年に限り、繰り越すことができる。

年次休暇の状況（令和3年1月1日から同年12月31日まで）

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	1人当たり平均使用日数
778,549.5日	289,966.7日	21,241人	14日

備考 1 「総付与日数」は、当該年の1月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）の合計である。

2 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。

3 「全期間在職職員数」は、当該年の1月1日から12月31日までの全期間在職した職員の合計とし、当該期間の中途に採用された者及び退職した者、当該期間中に育児休業又は分限退職の事由がある職員並びに派遣職員の数を除く。

(3) 特別休暇等の状況（令和3年4月1日現在）

種類	付与日数
1 公傷休暇（公務上の傷病）	必要と認める期間
2 療養休暇（結核性疾患）	1年の範囲内で必要と認められる期間
3 病気休暇（公務によらない負傷又は疾病（結核性疾患を除く。））	90日（妊娠中の女性職員が妊娠に起因する疾病により請求した場合は、120日。職員が精神性疾患により療養のための休暇を請求した場合は、最初に請求する場合に限り、連続する180日）の範囲内で必要と認める期間
4 生理休暇	必要と認める期間
5 産前休暇	8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定の職員の女性職員が休暇を請求した場合は、出産日までの期間
6 産後休暇	出産日の翌日から8週間を経過する

	日までの期間内（6週間を下回らない）
7 慶弔休暇 (1) 親族が死亡した場合 (2) 父母、配偶者及び子の祭祀を行う場合 (3) 結婚する場合	(1) 配偶者10日、父母又は子7日、 祖父母等3日、孫等1日 (2) 1日 (3) 5日（企業局8日）
8 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により交通の制限又は遮断された場合	理由の発生している期間
9 風水震災火災その他非常災害により交通遮断された場合	理由の発生している期間
10 風水震災火災その他天災地変により職員の現住居が滅失又は破壊された場合	連続する15日以内
11 交通機関の事故等の不可抗力の事故の場合	理由の発生している期間
12 所轄機関の業務又は事業の運営上の必要に基づき、業務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。）	理由の発生している期間
13 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	必要と認める日又は時間
14 選挙権その他の公民権を行使する場合	必要と認める日又は時間
15 生後1年に達しない生児を育てる場合	1日2回各30分以上60分以内（合計90分以内）又は1日1回90分
16 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものと認める場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日に1時間を超えない範囲内で必要と認める時間
17 職員の配偶者が出産する場合でその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は、その者の勤務時間等を考慮し、5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める時間）の範囲内の期間
18 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、当該子の看護のため又は当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合	1暦年について5日（養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は、10日）の範囲内の期間
19 夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	6月から10月（病院事業局は11月）までの期間内に5日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は、5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）の範囲内の期間
20 妊娠中及び出産後の女性職員が健康診査及び保健指導を受ける場合	1回につき1日以内で必要な時間（頻度は妊娠週数又は産後期間による。）
21 妊娠中の女子職員がつわり等の障害のため勤務することが著しく困難な場合	一妊娠期間中につき7日を超えない範囲内の期間（企業局10日を超えない範囲内の期間）
22 配偶者の出産のための看護、家事等に従事する場合	出産前10日以内及び出産後10日以内において、3日を超えない範囲内で必要と認める期間

23 旧盆	旧盆該当日のうち1日
24 風水震火災その他天災地変により本人（10に区分する特別休暇に該当する場合を除く。）又は家族の住居が滅失し、又は破壊され、その復旧作業に従事する場合	(1) 本人の住居 10日以内 (2) 家族の住居 5日以内
25 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に必要な登録、検査又は入院のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
26 社会に貢献する活動を行う場合	1 暦年について 5 日の範囲内の期間
27 組合休暇（無給休暇）	1 暦年について 30 日の範囲内の期間（警察本部を除く。）
28 介護休暇（無給休暇）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月の期間内において必要と認められる期間
29 新型インフルエンザ等感染症により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
30 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会で定める者で、要介護状態にある対象家族の介護その他の人事委員会規則で定める世話をするため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 暦年について 5 日（要介護状態にある対象家族が 2 人以上の場合にあっては、10 日）の範囲内の期間
31 永年勤続職員休暇	勤続年数 20 年又は 30 年に達する職員に対し、1 回に限り 3 日以内（週休日、休日及び休日の代休日を除く。）で連続する必要と認める期間
32 介護時間（無給休暇）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間内において、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

5 職員の休業の状況（令和3年度）

(1) 育児休業取得者数

(単位：人)

育児休業			育児部分休業			育児短時間休業		
男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
154	1,012	1,166	8	57	65	11	43	54

(2) 自己啓発等休業

ア 取得者数（単位：人）

年度取得者数		
男性	女性	計
4	3	7

イ 取得状況

(単位：人)

教育施設	奉仕活動
------	------

大学			大学院			その他					
男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
1	1	2	1	2	3	1	0	1	4	3	7

備考 自己啓発等休業は、沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年沖縄県条例第56号）に基づき申請された休業の状況とする。

(3) その他の休業

(単位：人)

大学院修学休業			修学部分休業			配偶者同行休業		
男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
0	1	1	1	0	1	2	6	8

6 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例（昭和47年沖縄県条例第4号）に基づき、分限処分に付された者の状況である。

分限処分の状況（令和3年度）

(単位：件)

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0		0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号及び第2項第1号	0	0	877	877
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号			0	0
沖縄県職員の分限に関する条例第2条の規定による場合	第27条第2項			1	1
地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者					0
沖縄県職員の分限に関する条例第7条の規定により失職しなかった者					0
合計		0	0	878	878

備考 1 職員のうち、地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例に基づき分限処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。

2 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由の区分に計上している。

3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上している。

(2) 懲戒処分の状況

地方公務員法に基づき、懲戒処分に付された者の状況である。

懲戒処分の状況（令和3年度）

(単位：件)

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計

法令に違反した場合	第29条第1項第1号	5	8	11	2	26
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	1	0	1	0	2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	2	2	2	0	6
合計		8	10	14	2	34

備考 1 職員のうち、地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上している。

2 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

7 職員の服務の状況

地方公務員法第38条及び営利企業への従事等の制限に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第5号）の規定に基づく営利企業への従事等許可の状況である。

営利企業への従事等許可の状況（令和3年度）

区分	申請件数	許可件数
営利企業への従事等許可申請	1,007件	1,007件

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法及び沖縄県職員の退職管理に関する条例（平成28年沖縄県条例第46号）に基づく退職者（管理又は監督の地位にある職員であった者に限る。）の離職後2年間の再就職状況である。

再就職の状況（令和3年度）

（単位：人）

公社等外郭団体	その他団体又は企業	再就職者合計
1	23	24

備考 1 公社等外郭団体とは、公社等の指導監督要領（平成16年11月19日付け沖縄県知事通達）別表1に掲げる法人である。

2 職員の退職管理の状況については、沖縄県ホームページ（http://www.pref.okinawa.jp/site/somu/jinji/jinji/h29_saishyushokujoukyou.html）でも公開している。

3 令和3年度に再就職した者のうち、令和4年6月30日までに届出があったものを計上している。

9 職員の研修の状況

地方公務員法第39条の規定に基づき任命権者が行う職員の主な研修の状況である。

主な研修の状況（令和3年度）

研修の名称	研修の内容	対象者	実施回数	修了者数
新採用職員前期研修	県の組織と仕事、ビジネスマナー等	令和3年度当初採用された全職員、前年度中途採用職員及び前年度同研修未修了者	1回	134人
新採用職員後期研修	地方自治法演習、地方公務員法演習等	令和3年度新採用職員前期研修修了者及び前年度後期研修未修了者	2回	145人
【教育庁】 新規採用事務職員研修	行政説明、講話等 ※オンデマンドにて実施	小中学校新規採用事務職員	2回	8人

【教育庁】 新任主任事務職員研修	講話、グループ討議、先進事例報告等	小中学校新任主任事務職員	1回	9人
【教育庁】 新任事務主査研修	講話、グループ討議、先進事例報告等 ※オンラインにて実施	小中学校新任事務主査	1回	6人
【教育庁】 事務長・事務主幹研修	行政説明、講話、先進事例報告等 ※オンデマンドにて実施	小中学校事務長・事務主幹	1回	76人
【教育庁】 事務職員研究大会	行政説明、講義、実践研究報告等 ※オンデマンドにて実施	小中学校全事務職員	1回	444人
【警察本部】 新採用職員研修（初任科）	団体生活を通して、警察官、警察職員としての職責の自覚と社会人としての心構えを養うとともに、体力気力の錬成を図る。	令和3年度に採用された全警察職員	3回	111人
【警察本部】 新採用職員研修（初任補修科）	警察官としての職業倫理を培い、自信と誇りを持たせ、人間性豊かな人格の形成を図るとともに、地域警察活動の基本となる法学、実務、術科等の教養を実施する。	令和2年度の新規採用職員研修（初任科）及び令和3年度の新規採用職員研修（初任科）を修了した警察官	2回	83人
【警察本部】 昇任時研修	中核となる警察職員としての知識技能の習得を図る。	巡査部長及び警部補（警察官）や主任及び係長（警察事務職員）に昇任し、又は昇任が予定されている職員	2回	42人
【病院事業局】 新採用職員研修（事務職員・コメディカル職員・看護師）	新採用職員に知ってほしいこと 給与制度について ・文書事務の基本について ・地方公務員の服務について ・人事評価制度について ・情報セキュリティについて ・会計事務の基本 ・経営企画、保険診療、材料 ・福利厚生・共済制度、公務災害	新採用職員（事務職員・コメディカル職員・看護師）	病院別 1～2回	187人
【病院事業局】 人材育成研修	【共通研修】 ・ビジネスマナー ・OJTトレーナー ・リーダーシップ ・マネジメント など 【専門研修】 ・物品管理の基礎 ・診療報酬の基礎 など	事務職	e-ラーニング グ	—
主任級第一部研修	公務員倫理Ⅰ、メンタルヘルス等	主任級職員	2回	66人
主任級第二部研修	説明力向上	主任級職員	1回	117人
主査級第一部研修	公務員倫理Ⅱ、メンタルヘルス等	主査級職員	1回	137人
班長級第一部研修	公務員倫理Ⅲ、メンタルヘルス等	班長級職員	1回	117人
課長級研修	県職員の労務管理、人事評価制度等	課長級職員	1回	76人
管理者特別研修	自治体管理職の危機管理	課長级以上職員	1回	313人

省庁等派遣研修	県の業務と密接な関係のある省庁等との人的ネットワークを構築し、職員の視野を広め意識改革の実現を図るため、省庁及び民間企業等へ職員を派遣する。	—	1回	27人
自治大学校研修	地方自治に関する高度で専門的な知識を習得するため、自治大学校へ職員を派遣する。	—	2回	2人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

厚生制度の状況（令和3年度）

区分	内容	実施状況
職員の保健に関すること	定期健康診断	受診率99.5パーセント（教育委員会については、事務局職員のみを集計している。）
職員の元気回復に関する こと	元気力アップ事業	【教育庁】 相談者総数198名
	定時退庁日及び休暇取得 目標日数の設定	【警察本部】 休暇取得目標達成率 年休10日以上：66.0パーセント、夏期休暇5日 以上：99.1パーセント
その他厚生に関すること	職員住宅	【知事部】 4か所（293戸） 東京34戸、名護54戸、宮古80戸、八重山125戸 【企業局】 1か所（4戸） 名護4戸 【教育庁】 4か所（254戸） 沖縄本島92戸、久米島31戸、宮古66戸、八重山65戸
	医師、看護師、職員住宅 及び民間住宅の借り上げ	【病院事業局】 北部18戸、宮古54戸、八重山72戸、附属診療所29戸
	ライフプランセミナー	【知事部】 ・50歳代からのライフプラン（48名） ・30歳、40歳代のライフプラン（54名）
	ライフサイクルプランセ ミナーの開催（退職予定 者） 世代別ライフサイクルプ ランセミナーの開催	【警察本部】 世代別（採用5年未満、20・30代、40・50代、 セカンドライフ）に開催（資料を職員が閲覧で きるシステムで視聴受講）
	職員互助会の運営	【教育庁】 団体名 沖縄県教職員互助会 公費補助金額 0千円、 会員数 13,532人 主な給付の件数及び実績額 育児休業給付金 810件 20,376千円 人間ドック助成 8,929件 44,640千円 生活相談事業 285件 1,546千円

(2) 公務災害補償の状況

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく職員の公務災害補償の状況である。
ア 公務災害（令和3年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年 度 末 未処理件数
		公務上	公務外		
34	208	221	5	1	15

イ 通勤災害（令和3年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年 度 末 未処理件数
		通勤災害該当	通勤災害非該当		
2	11	10	1	0	2

第3 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した競争試験及び選考試験の状況である。

(1) 採用試験の実施状況（令和3年度）

ア 上級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
行政 I	942	787	115	90	8.7
心理	13	12	4	3	4.0
社会福祉	56	51	16	9	5.7
電気	27	22	7	4	5.5
機械	27	18	5	2	9.0
土木	42	35	15	14	2.5
建築	20	17	8	5	3.4
化学	25	25	10	5	5.0
農業	31	27	9	7	3.9
農業土木	21	19	10	9	2.1
農芸化学	17	14	3	2	7.0
畜産	9	9	3	2	4.5
林業	8	4	3	2	2.0
水産	15	12	3	1	12.0
病院事務	157	139	30	15	9.3
警察事務	157	135	45	14	9.6
警察建築	1	1	0	0	0.0
計	1,568	1,327	286	184	7.2

イ 中級試験

--	--	--	--	--	--

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
県立学校事務Ⅰ	349	234	20	12	19.5
県立学校事務Ⅱ	65	60	9	4	15.0
市町村立学校事務	233	164	21	9	18.2
計	647	458	50	25	18.3

ウ 初級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
一般事務	495	236	6	6	39.3
土木	25	11	3	3	3.7
農業土木	3	2	2	2	1.0
警察事務	224	100	31	3	33.3
計	747	349	42	14	24.9

エ 警察官試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
警察官A(男性)	302	219	112	41	5.3
警察官A(女性)	83	45	20	12	3.8
警察官B(男性)	683	403	207	63	6.4
警察官B(女性)	267	136	64	26	5.2
計	1,335	803	43	142	5.7

オ 身体障害者を対象とした採用選考試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
一般事務	45	39	14	6	6.5
計	45	39	14	6	6.5

カ 採用試験の実施日程

試験の種類	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第1次試験合格発表日	第2次試験日	最終合格発表日
上級試験	4月6日	4月23日から5月21日まで	6月20日	7月1日	7月10日から8月6日まで	8月13日
中級試験	4月6日	7月12日から8月13日まで	9月26日	10月8日	10月24日から11月5日まで	11月26日
初級試験	4月6日	7月12日から8月13日まで	9月26日	10月8日	10月24日から11月5日まで	11月26日
警察官A	4月6日	4月23日から	7月10日及	7月21日	8月7日から	9月3日

		5月21日まで	び同月11日		同月16日まで	
警察官B	4月6日	6月28日から 8月13日まで	10月16日及 び同月17日	10月29日	11月13日から 12月2日まで	12月17日
身体障害者を対象とした採用選考試験	公告対象外	7月12日から 8月13日まで	10月17日	10月29日	11月11日から 11月18日まで	12月3日

備考 警察官A及び警察官B試験については、男性、女性とも同一日程である。

(2) 採用選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した採用選考の状況である。

採用選考の状況（令和3年度）

職種	選考申請人数					選考承認人数
	知事部局	教育委員会	警察本部長	病院事業局	合計	
統括監級	2				2	2
課長級	1	6	11		18	18
班長級		6			6	6
主査級	1	11			12	12
主事・主任級	6	2	2	1	11	11
保健師	7				7	7
精神保健福祉士	2				2	2
歯科医師	2				2	2
獣医師	5				5	5
職業訓練指導員	2				2	2
学校栄養職員		4			4	4
専門員		3			3	3
渉外事件調査員			1		1	1
診療科部長				1	1	1
診療科副部長				3	3	3
医長				4	4	4
主任医師	1				1	1
医師	2			34	36	36
看護師				140	140	140
薬剤師	4			10	14	14
診療放射線技師				7	7	7
臨床検査技師				6	6	6
臨床工学技士				2	2	2
作業療法士				1	1	1
理学療法士				5	5	5

言語聴覚士				2	2	2
管理栄養士				7	7	7
病院心理				2	2	2
機関長	1				1	1
機関士		1			1	1
甲板員		1			1	1
計	36	34	14	225	309	309

(3) 昇任試験の実施状況

職員の任用に関する規則に基づき、警察本部長が実施した昇任試験の状況である。

昇任試験の実施状況（令和3年度）

試験の種類	受験資格	試験日	申込者数	受験者数	第1次合格者	第2次合格者	最終合格者	競争倍率
巡査部長 (一般)	大学卒業者 巡査の階級に3年以上 在級している者 短大卒業者 巡査の階級に4年以上 在級している者 その他 巡査の階級に5年以上 在級している者	第1次 令和3年4月10日 (予備試験) 令和3年4月24日 第2次 令和3年5月10日 第3次 令和3年6月16日 及び同月17日	565	546	125	78	60	9.1
警部補 (一般)	大学卒業者 巡査部長の階級に2年 以上在級している者 短大卒業者 巡査部長の階級に3年 以上在級している者 その他 巡査部長の階級に4年 以上在級している者	第1次 令和3年4月17日 (予備試験) 令和3年5月1日 第2次 令和3年5月18日 第3次 令和3年6月17日 及び同月18日 (予備試験) 令和3年7月8日	525	511	90	58	40	12.8
警部 (一般)	警部補の階級に4年以上 在級している者	第1次 令和3年4月24日 (予備試験) 令和3年5月8日 第2次 令和3年5月24日 第3次 令和3年7月8日 及び同月9日	411	401	92	32	23	17.4

備考 在級期間の計算は、休職、療養及び育児休業期間が6か月を超える場合は、その期間を除く。

(4) 昇任選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した昇任選考の状況である。

昇任選考の状況（令和3年度）

職種	選考申請人数								選考承認人数	
	知事部局	企業局	病院事業局	議会議長	教育委員会	警察本部長	人事委員会事務局	代表監査委員		合計

部長級	11		1						12	12
統括監級	25		5		2	5		1	38	38
課長級	51	3	11	1	7	19			92	92
班長級	班長（主幹、課長補佐、事務長等含む。）	105	7	1	1	20	6	1	141	141
	課長（県立病院）			1					1	1
	部長・副部長（医師）			10					10	10
	看護主幹			11					11	11
	技師長（副技師長・主幹含む。）			9					9	9
	科長						1		1	1
主任級	1								1	1
計	193	10	49	2	29	31	1	1	316	316

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法の規定に基づき、人事委員会が実施した報告及び勧告の状況である。

給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況（令和3年度）

報告及び勧告の年月日	報告及び勧告の内容	実施状況
令和3年10月5日	<p>報告</p> <p>1 給与改定について</p> <p>(1) 給料表 給料表については、職員給与が民間給与をわずかに上回っているものの較差が極めて小さいこと、また、国及び他の都道府県の給与水準との均衡等を考慮し、改定を行わないことが適当である。</p> <p>(2) 期末手当及び勤勉手当 期末手当及び勤勉手当については、年間の支給月数を0.15月分引き下げて4.30月分とすること。 支給月数の引下げ分は、本年度については12月期の期末手当を0.15月分引き下げ、令和4年度以降においては6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分すること。 再任用職員、大学の学長、任期付研究員及び特定任期付職員についても、この改定との均衡を考慮した措置を行うこと。</p> <p>(3) その他の課題 児童相談所に勤務する職員については、児童虐待相談件数の増加等に伴う業務量の増大や事案の複雑化、専門化等により業務の困難性・特殊性が増していることから、児童相談所に勤務する児童福祉司等の処遇改善に向け、業務の実態や他の都道府県の状況を考慮し、特殊勤務手当の改正について検討する必要がある。</p> <p>2 勧告実施の要請について 新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、職員においては、県民の公務に寄せる信頼と期待に応えるべく高い使命感と誇りを持って職務に精励していることに深く敬意を表する。 人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な給与等の制度及び水準を確保するためのものである。 本年の勧告は、昨年来の厳しい経済情勢を受けて月例給の据置き及び特別給の引下げという厳しい勧告内容となったが、公務員の給与は民間の水準と均衡させることにより社会一般の情勢に適応した適正な水準が確保されるものであることを御理解いただき</p>	

たい。
議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

勧告

- 1 沖縄県職員の給与に関する条例の改正
期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。
 - (1) 令和3年12月期の支給割合
 - ア イ及びウ以外の職員
期末手当の支給割合を1.15月分（再任用職員にあっては、0.625月分）とすること。
 - イ 特定幹部職員
期末手当の支給割合を0.95月分（再任用職員にあっては、0.525月分）とすること。
 - ウ 大学の学長
期末手当の支給割合を1.575月分とすること。
 - (2) 令和4年6月期以降の支給割合
 - ア イ及びウ以外の職員
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.675月分）とすること。
 - イ 特定幹部職員
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.575月分）とすること。
 - ウ 大学の学長
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。
- 2 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正
期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。
 - (1) 令和3年12月期の期末手当の支給割合
期末手当の支給割合を1.575月分とすること。
 - (2) 令和4年6月期以降の期末手当の支給割合
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。
- 3 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正
特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。
 - (1) 令和3年12月期の支給割合
期末手当の支給割合を1.575月分とすること。
 - (2) 令和4年6月期以降の支給割合
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。
- 4 改定の実施時期
この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1の(2)、2の(2)、3の(2)については、令和4年4月1日から実施すること。

公務運営の課題に関する報告

- 1 勤務環境の整備
 - (1) 長時間勤務の是正と勤務時間の適正把握
本県においては、昨年4月から人事委員会規則や任命権者の方針等により、職員に時間外勤務命令を行うことができる上限を設け、時間外勤務の縮減に取り組んでいる。しかしながら、恒常的な業務に加え、非常事態に対応する多くの職員に長時間の時間外勤務を命じざるを得ない状況が続いている。災害の対処等、緊急性の高い業務においては、上限にかかわらず時間外勤務を命令することができるが、あくまでも必要最小限の範囲で行い、職員の健康が確保されるべきである。
教職員についても、全国的に過重労働が課題となる中、コロナ禍における遠隔学習の実施や衛生環境の整備、学校行事の変更実施等、通常とは異なる学校運営のほか、不安を感じる児童生徒のケアや健康観察などの負担が増大している状況である。

勧告どおり実施

ただし、1の(1)、2の(1)、3の(1)、に関する期末手当の引き下げについては、令和4年6月期の期末手当において調整額を減ずる特例措置を実施。

長時間労働は、職員自身の努力のみによって是正することは困難であることから、管理監督者は、職員の健康と安全を確保するため、適正な勤務時間の管理や業務配分の点検、精神的不安の緩和等、負担軽減のための取組をきめ細かく行う必要がある。

さらに、管理監督者についても、非常事態への対応を迫られるときには、精神的緊張と長時間労働が発生し、過重労働となる。任命権者は、管理監督者の勤務状況を把握するとともに、その職責に配慮し業務体制の点検や健康管理に努めなければならない。また、管理監督者自身も、職責を全うするため自ら健康管理に努めることが重要である。

本年7月、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の変更が閣議決定され、公務においても、過労死等防止対策を推進することとされた。任命権者は、職員を過労死させないため、勤務時間を適正に把握することはもとより、休憩時間及び休日の確保、休暇の取得促進等の取組を徹底する必要がある。

併せて、議会対応や予算・人事・企画等の全庁的な業務については、引き続き関係機関が協力して合理化に取り組んでいくことが求められる。議会におかれては、職員の長時間労働の是正に配慮いただいているところであるが、今後とも御理解と御協力をお願いしたい。

業務の再配分を含む合理化等を進めてもなお恒常的に長時間の時間外勤務等を命じざるを得ない部署については、人員の増員を行う必要がある。また、過重労働によって健康障害を引き起こすリスクが高いと判断される職員については、人事異動を含めたあらゆる方策を検討し、適時に実施する必要がある。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進等

ワーク・ライフ・バランスを推進するには、長時間勤務の是正はもとより、職員の希望や状況に応じた働き方が可能な環境を整備し、各種支援制度が適切に活用されることも重要である。

本年8月、人事院は、「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）」の改正について意見の申出を行うとともに、人事院規則の改正により妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための休暇の新設等の措置を講じることとした。本県においても、人事院の改正を踏まえ仕事と育児や介護が両立できるよう会計年度任用職員も含めた職員の支援制度を拡充する必要がある。

時差出勤制度や在宅勤務を含むテレワーク制度については、感染症対策や災害時における行政機能維持にも有効な手段であるとともに、ライフスタイルに応じた働き方を推進する方法としても期待される。令和2年度からは感染症拡大防止のため、一部の任命権者において緊急措置として実施されているが、これまでの取組から明らかとなった課題を検証し、ICT環境の整備をはじめ、労務管理等におけるルールづくりを行うことが重要である。

併せて、本委員会が言及している休憩時間の付与や宿日直等の勤務体制等についても適切な管理に努める必要がある。

赴任に際し転居を必要とする職員については、今後とも職員の住環境を安定的に確保するため、的確な状況把握に努めるとともに、公務に支障を来すことがないよう、適切な取組を継続していく必要がある。

(3) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職場環境を悪化させ、心の健康に悪影響を及ぼし、勤労意欲の低下につながることから、各任命権者とも指針等を定めて防止に取り組んでいるところである。昨年は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）」が施行され、いわゆるマタニティハラスメントを含め各ハラスメントの防止対策が強化されたことから、任命権者は適切な措置を講じる必要がある。

ハラスメントを防止するためには、職員がハラスメントの定義を理解するとともに、自らの言動が職場環境に甚大な影響を与えること、ハラスメントは人権に関わる問題であり、職員の尊厳、人格を傷つける行為であること、また、ハラスメント行為は懲戒事由に当たることを認識し、組織を挙げて不適切な言

動を行わない、行わせないことが重要である。

また、任命権者においては、職員が加害意識のないままハラスメント行為を行うことがあることを踏まえ、定期的な研修等により意識啓発を図る必要がある。

(4) 心身の健康管理

職員の心身の健康管理は、健康の保持・増進の観点はもとより、公務遂行能力の維持向上の観点からも重要な課題である。

病気休職や長期の病気休暇の理由としては、依然として精神性疾患が高い割合を占めている。精神性疾患の要因は、仕事、勤務環境、人間関係、家庭、地域等に存在し、複合的なものと考えられるが、職場における要因は職員自身の力だけでは取り除くことができない場合が多い。相談体制を整え、職員に十分に周知するとともに、管理監督者及び相談担当職員に対する研修等を実施し、メンタルヘルスカケアを積極的に実施していくことが重要である。

また、産業医の面接指導対象となった職員は一人でも多く面接を受けることが重要であるが、特に、月100時間を超える時間外勤務を行った職員や長期間にわたり過重労働が続いている職員、心理的負担の大きい職員については、確実に面接指導を受ける必要がある。

令和2年度は、一部の任命権者において、新規採用職員に対するメンタルヘルスカケアが行われた。採用後の不安な時期に、セルフケアの大切さと相談体制の周知が行われることにより、メンタル不調の早期発見と適切な対応が期待できる。今後とも、任命権者は必要な職員に対し、時機を逸することなく心身のケアに取り組んでいただきたい。

また、ストレスチェックについては、集団分析結果を組織運営に活用させる必要がある。

2 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

県民ニーズに的確・迅速に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、有為な人材を継続的に確保していくことが重要である。

しかしながら、近年、職員採用試験の受験者数が減少傾向にあり、特に一部の技術系職種においては、必要な数の人材確保が厳しい状況が続いている。また、受験者数の減少に加え、採用辞退が相当数発生しており、職員採用を取り巻く環境は、ますます厳しくなることが予想される。

こうした状況を改善するため、県職員の仕事内容やその魅力について、ウェブ会議を利用した職員採用ガイダンスを含めインターネット等による情報発信を積極的かつ効果的に行っていく必要がある。

また昨今、公務員人気低下していると言われるが、その背景に公務に対するイメージの悪化があることが懸念される。これを払拭するためには、ワーク・ライフ・バランスの推進など公務職場の魅力を高めるための取組も重要である。

(2) 人材の育成

人材の育成については、任命権者で定める人材育成基本方針に基づき、自己啓発を中心に、職場研修や専門機関での研修等を通して、継続的に職員全体の能力向上を図る必要があるが、昨年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、集合研修は中止や縮小等を余儀なくされている。

インターネット等を利用したオンライン型の研修は、場所や時間に制限されずに受講が可能という利点がある。社会環境が変化する中であっても効果的な人材育成が行えるよう、従来の集合・対面型の研修と併せて、ICTを活用した新たな方法を積極的に導入する必要がある。

女性職員の登用拡大については、任命権者においては、特定事業主行動計画を策定し、数値目標を掲げ取り組んでいるところであるが、前期計画期間の目標は未達成であった。今年度から後期行動計画が開始したところであり、引き続き積極的な登用、職域拡大等を図るとともに、性別にかかわらず一人一人の能力を十分に発揮し、働きがいを持って活躍できる職場環境の整備を進めていく必要がある。

(3) 能力及び実績に基づく人事管理の推進

	<p>人事評価制度は平成28年度に本格導入され、任用、給与、分限等の人事管理の基礎として活用が図られてきたところである。人事評価の導入によって評価者と被評価者の意思疎通が図られ、業務目標の共有化や職務上の相談・助言等の円滑化に効果があったほか、勤務実績をより客観的に把握できるようになり、適切な処遇と指導に繋がっている。</p> <p>今後とも、評価者の資質と技術の向上を図るとともに、被評価者の制度への理解を深めるため、研修を充実させていくことが重要である。</p> <p>なお、評価結果の給与への反映については、本則適用に向けて、制度の公平性・納得性を高める取組を行う必要がある。</p> <p>(4) 定年の引上げ</p> <p>平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、高齢期職員の能力を最大限活用するため、地方公務員法の一部が本年6月に改正され、令和5年度から令和13年度まで、定年を2年に1歳ずつ、最終的に65歳まで引上げることとなった。</p> <p>定年の引上げと併せて、組織全体としての活力の維持や高齢期職員の多様な職業生活を支援するため、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）及び定年前再任用短時間勤務の制度も導入される。</p> <p>また、60歳を超える職員の給料月額及び退職手当の算定については、国家公務員における取扱いを踏まえ、本県においても必要な措置を講じる必要がある。</p> <p>定年引上げは、人事管理全般に影響を及ぼす重要事項である。組織パフォーマンスをより向上させるため、高齢期職員が能力と経験を適切に発揮できる配置のあり方、役職定年制の対象となる管理監督職の範囲、中長期的視点に立った新規採用計画等について、関係条例・規則をはじめとする制度設計の検討を早期に進める必要がある。</p> <p>3 服務規律の確保と法令遵守の徹底</p> <p>本委員会は、これまでも職員の服務規律の徹底について言及してきたところであるが、依然として不祥事が発生している状況にある。一部の職員によるものとはいえ、不祥事等の発生は、県行政への信頼を大きく損なうものである。職員一人一人においては、県民全体の奉仕者であることを勤務時間の内外を問わず常に自覚し、県民の信頼に応えるべく、高い使命感を持って職務に精励することが肝要である。</p> <p>県は令和2年2月に内部統制に関する方針等を策定し、知事の権限に属する事務の適正な執行を確保するための体制の整備及び運用に取り組んでいる。</p> <p>任命権者においては、引き続き、職員に対する注意喚起、研修の実施等の取組を確実に進めていくとともに、不祥事の根絶に向け、あらゆる機会を捉えて服務規律の確保と法令遵守の徹底を図る必要がある。</p>
--	---

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法第47条の規定に基づき、職員が勤務条件に関する措置の要求をした状況である。

勤務条件に関する措置の要求の状況（令和3年度）

区分	前年度末現在 未処理件数	措置要求件数	処理件数	本年度の措置 要求件数に係る		年度末現在 未処理件数
				前年度末現在 未処理件数に 係る処理件数	本年度の措置 要求件数に係る 処理件数	
県	給与	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
分	その他	1 (1)	2 (2)	3 (3)	1 (1)	2 (2)

	計	1 (1)	3 (3)	3 (3)	1 (1)	2 (2)	1 (1)
市 町 村 等 分	給 与	1 (1)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休 暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	2 (2)	2 (2)	3 (3)	2 (2)	1 (1)	1 (1)
	計	3 (3)	4 (4)	5 (5)	3 (3)	2 (2)	2 (2)
合 計	4 (4)	7 (7)	8 (8)	4 (4)	4 (4)	3 (3)	

備考 1 件数は、措置要求をした個々の職員1人をもって1件とし、数人の職員が共同で措置要求した場合も職員1人をもって1件としている。また、1人の職員が2以上の異なる区分について同時に措置要求した場合は、それぞれを1件としている。

2 「措置要求件数」は、人事委員会に対して措置要求がなされたもの全ての件数である。

3 「処理件数」には、措置要求が適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。

4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを1事案としている。

4 不利益処分に関する審査請求の状況

地方公務員法第50条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分についての審査請求の状況である。

不利益処分に関する審査請求の状況（令和3年度）

区分	前年度末現在 未処理件数	審査請求 件数	処理件数	前年度末現在 未処理件数に 係る処理件数		今年度の審査 請求件数に係 る処理件数	年度末現在 未処理件数
県 分	分限処分	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
	懲戒処分	2 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	2 (2)
	転 任	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	そ の 他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	4 (4)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	5 (5)
市 町 村	分限処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	懲戒処分	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
	転 任	0	0	0	0	0	0

等 分		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
合 計		6 (6)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	7 (7)

- 備考 1 件数は、審査請求をした個々の職員1人をもって1件としている。
- 2 「審査請求件数」は、人事委員会に対して審査請求がなされたもの全ての件数である。
- 3 「処理件数」には、審査請求が適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。
- 4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを1事案としている。

沖縄県総務部総務私学課

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

電話番号 098-866-2074